

第一回国会 法務委員会 議録 第十八号

議録 第十八号

(三二二八)

昭和五十五年四月二十二日(火曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

委員長 木村武千代君

理事 金子 岩三君

理事 保岡 興治君

理事 稲葉 誠一君

理事 沖本 泰幸君

理事 中村 正雄君

理事 山崎武三郎君

理事 横山 利秋君

理事 柴田 睦夫君

上村千一郎君

熊川 次男君

田中伊三次君

飯田 忠雄君

木下 元二君

河野 洋平君

岡田 正勝君

龜井 静香君

白川 勝彦君

橋 兼次郎君

長谷川 雄幸久君

元吉君

榮一君

貞家 克己君

宏君

小杉 照夫君

西本 昌基君

倉石 忠雄君

篤 寛

前田 宏君

法務省人事局長

法務省刑事局長

法務省入国管理局長

公安部調査厅次長

警察庁警備局外事課長

社会保険庁年金課長

阿藤 正男君

清水 達雄君

本日の会議に付した案件

国際捜査共助法案(内閣提出第八二号)  
外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提

出第五九号)

○木村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国際捜査共助法案を議題といたします。

政府から趣旨の説明を聴取いたします。倉石法務大臣。

○倉石法務大臣 国際捜査共助法案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

近時の国際交流の活発化に伴い、国際間を舞台とする各種の犯罪はますます多発する傾向にあり、これに対処するため、国際間における捜査協力態勢の一層の推進を図る必要のあることが痛感されるのであります。しかしながら、現在、わが国では、この面での法則が整備されておらず、外國に對して十分な国際協力をを行うことができない実情にあります。このような状況にかんがみ、犯罪捜査について緊密な国際協力を確保する措置として、外国の刑事事件の捜査について、外国または国際刑事警察機構からの要請により、わが国内で証拠等を収集してこれを提供する手続を定めるため、この法律案を提案することとした次第であります。

この法律案の要点は、以下のとおりであります。  
その一は、外国の刑事事件の捜査について、外國から共助の要請があつたときは、要請に係る犯罪が政治犯罪であるとき、日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請の保証がないとき等を除き、  
その二は、外國からの共助の要請は、原則として外交機関を経由するものとし、法務大臣は、要請に応ずることが相当であると認めるときは、検事正に共助に必要な証拠の収集を命じ、または國家公安委員会もしくは司法警察職員の置かれている国の機関の長に共助の要請に関する書面を送付すること等の措置をとるものとすることであります。  
その三は、検察官または司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に關し、関係人の取り調べ、鑑定の嘱託、実況見分等のほか、裁判官の発する令状により、差押え、捜索または検証をすることができる、また、検察官は裁判官に証人尋問の請求を受けたときは、要請に係る犯罪が政治犯罪であるとき等を除き、都道府県警察に必要な調査を指示し、または司法警察職員の置かれている国の機構から外国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたときは、要請に係る犯罪が政治犯罪であるとき等を除き、都道府県警察に必要な調査を指示し、または司法警察職員の置かれている国の機関の長に協力の要請に關する書面を送付することができるものとし、警察官または国の機関の職員は、調査に關し、関係人に對する質問、実況見分等をとることができるものとすることであります。  
なお、本法案は、航空機疑惑問題等防止対策の一環をなすものでありますて、この制度が確立された場合には、相互主義の保証のもとに、わが国から外國に同種の共助の要請ができることとなり、国際犯罪の防止を図る上において、その意義はきわめて大きいものがあると考えるのであります。

き、共助に必要な証拠を収集してこれを提供することができます。

その二は、外國からの共助の要請は、原則として外交機関を経由するものとし、法務大臣は、要請に応ずることが相当であると認めるときは、検

事正に共助に必要な証拠の収集を命じ、または國家公安委員会もしくは司法警察職員の置かれている国の機関の長に共助の要請に関する書面を送付すること等の措置をとるものとすることであります。

その三は、検察官または司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に關し、関係人の取り調べ、鑑定の嘱託、実況見分等のほか、裁判官の発する令状により、差押え、捜索または検証をすることができる、また、検察官は裁判官に証人尋問の請求を受けたときは、要請に係る犯罪が政治犯罪であるとき等を除き、都道府県警察に必要な調査を指示し、または司法警察職員の置かれている国の機構から外国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたときは、要請に係る犯罪が政治犯罪であるとき等を除き、都道府県警察に必要な調査を指示し、または司法警察職員の置かれている国の機関の長に協力の要請に關する書面を送付することができるものとし、警察官または国の機関の職員は、調査に關し、関係人に對する質問、実況見分等をとることができるものとすることであります。  
なお、本法案は、航空機疑惑問題等防止対策の一環をなすものでありますて、この制度が確立された場合には、相互主義の保証のもとに、わが国から外國に同種の共助の要請ができることとなり、国際犯罪の防止を図る上において、その意義はきわめて大きいものがあると考えるのであります。

さいますようお願いいたします。

○木村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

○木村委員長 内閣提出、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山崎武三郎君。

○山崎(武)委員 本改正案の内容に入る前に、まず、改正の必要性及び今国会に提出されるに至った経緯などについて具体的に御説明願います。

○小杉政府委員 御説明申し上げます。

まず改正の必要性についてでございますが、近年の航空機を中心とした交通機関の発達によるところとともに、その在留状況もきわめて多様化しておりますことは御承知のことなりでございます。そのため、市區町村における外国人登録事務はそれとともに、その在留状況もきわめて多様化しておることは御承知のことなりでございます。そこで、出入国する外國人の数が増加の一途をたどっておるとともに、その在留状況もきわめて多様化する事務を担当する市區町村及び都道府県からはもとより、在留外国人からも手続の合理化、簡素化を望む声が強く出されてまいりました経緯がございます。

さらに、昭和四十九年の十一月に出されました行政監理委員会の「許認化等に関する改正方策についての答申」にも同趣旨の指摘がされていること

などから、外国人登録事務の合理化、簡素化を図らうとするのが今回の改正の必要性でございま

す。  
今国会に提出するに至りました経緯について申し上げますと、先ほど申し上げました経緯がございまして、昭和五十年の第七十五回国会に行政管

理庁が取りまとめて提出いたしました許可、認可等の整理に関する法律案の中に、今回の改正案と

ほぼ同趣旨の外国人登録法の一部改正が盛り込まれ、内閣委員会での法案の審議を受けたわけでございますが、この審議の過程で、同法律案の中

で外国人登録法に関する部分は他の法律に比べて量も多い、質的にも単なる簡素合理化にかかるもの以外の制度の基本にかかわるものが含まれて

いるのではないか、さらには、このほかにも、外

国人登録法については制度の基本にかかわる項目たとえば指紋の押捺であるとか登録証明書の當時

携帯義務等検討を要すべき事項があるのではない

かといった指摘がございまして、結局、外国人登

録法の一部改正に関する部分については、内閣委員会ではなくて専門の法務委員会で審議さるべき

であるということで、この法律案から全面的に削除されるという経緯がございました。

そこで当局といたしましては、基本問題を含めた外国人登録制度の全面的な見直し作業を進めて

きたのでございますが、制度の基本にかかわる事項となりますと、わが国の出入国管理制度全般について多角的な検討を加える必要があつて、最終

的な結論を得るまではなお相当の日時を要する

見込みでございます。一方におきまして、行政事務の合理化、簡素化について一段とその必要性が高まつておりますので、とりあえず今回の改正案を提出することとなつた次第でございます。

○山崎(武)委員 改正案によりますと、外国人が本邦に入ったときは九十日以内、本邦において外国人となつたときは六十日以内は外国人登録をしなくともよいこととして、いずれも現行より三十日延長しておりますが、その趣旨は何であるのか。なお、現在六十日である観光客等の在留期間を延長することもあわせて考え方を述べておきたいと思います。

○小杉政府委員 國際的に見ますと、滞在期間が三ヵ月以内の外国人訪問者は、たとえば國際民間航空条約というような条約の上でも、いわゆる一時入出国者としてとらえられておりまして、出入国

手続を中心に各種の簡易化措置が講じられるべきであるということにされておるわけでございま

す。また国連主催の国際旅行觀光会議におきましては、このような一時入國者に関してはいわゆる登録というようなものを廃止すべきことが勧告さ

れておる、こういう経緯がございます。

一方、わが国におきまする滞在期間が三ヵ月以内の外国人訪問者というのは、観光またはこれに

準ずる目的のものが大部分でございまして、これらの方はすべて旅券を所持しておりますので、これらの方を登録の対象として把握すべき行政上の必要性もさほど大ではないということが言えるのではないかと思います。

このようないくつかの要請と国内の必要性を勘案いたしますと、入国した外国人に係る申請期間と登録の申請をしなくても済むようにすることが適當であるという判断に立つたわけでございます。

次に、本邦において外国人となつた者等につきましては、出入国管理令の上で六十日間は「在留資格を有することなく本邦に在留することができる」と定められておりますので、この趣旨を生かすためには、登録の申請期間も三十日ではなくて六十日として、この期間内に出国する者は登録を受けなくとも済むようにするのが合理的であるというふうに考へた次第でございます。

また観光客等の在留期間の延長につきましては、現在六十日となつておりますのを、九十日以内で個々の外国人の在留目的に合った期間を付与すること、そういう方向での改正といふものを検討中でございます。

○山崎(武)委員 登録事項のうち旅券番号等五項目の変更については、登録証明書の引替申請等の趣旨及びその内容について御説明願います。

なれば、登録証明書の交換を受けることによって何をしているかということを把握する必要があ

りますので、これらを緩和の対象とするとは困難であると私どもは考えておるわけでございます。

○山崎(武)委員 本改正案によれば、登録証明書の引替交付等の申請をして新たな登録証明書の交換を受けるときは、その後三年間切替交付申請を

でどうかお伺いします。

○小杉政府委員 登録原票の記載事項二十項目のうち可変事項が十二ございますが、現行法では、これらの可変事項については、変更を生じた日からすべて十四日以内に変更登録の申請をしなければならないということになつておるわけでございま

ます。

今回の改正では、この十二項目のうち、居住地、氏名、国籍、職業、在留資格、在留期間及び

勤務所または事務所の名称及び所在地の七項目を除きました旅券番号、旅券発行の年月日、世帯主の氏名、世帯主との統柄及び国籍の属する国における住所または居所、以上の五項目につきましては、その変更の実態を即時的に把握すべき必要性が比較的少ないと判断されますので、登録証明書

の引替交付、再交付、切替交付、居住地等の変更登録の申請を行います際に、あわせて変更登録の申請をすることができるというふうにしたものでございます。

なお昭和四十九年の行監の答申では、職業、勤務所の名称または所在地、在留資格、在留期間についても変更登録申請の緩和の対象とされていたた

めであります。これを引替交付申請等によりまして新たに登録証明書の交付を受けたときから三年後に切替交付申請をすればよいということにしたのが今回の改正の趣旨でございます。

なお切替申請の期間についてでありますと、登録の申請をする必要がございまして、また申請をする場合の登録証明書の取り扱いについて現

として現在検討を進めているところでございま

す。

○山崎(武)委員 本改正案は再入国許可を受けて

出国する場合の登録証明書の取り扱いについて現行より簡素化しているようになりますが、その趣旨について御説明されたい。

なお、この改正によって登録証明書を所持したまま出国できることになりますが、再入国の許可期限内に再び日本に入国しなかつた場合はどうな

るのか。

また、現在一年以内とされている再入国許可の有効期間をもう少し延長してほしいという要望があるが、いかがお考えでしょうか。

○小杉政府委員 現行の外国人登録法では、再入

にについて御説明願います。

なお、現行三年の切替申請期間を協定永住者等本邦に長期在留している人についてはたとえば五年ぐらいに延長してほしいという要望があるが、いかがお考えでどうかお伺いします。

○小杉政府委員 現行の外国人登録法のもとにおきましては、登録証明書の新規交付や切替交付を受けた後に引替交付申請や再交付申請をして新たに登録証明書の交付を受けた場合であつても、新規交付や切替交付を受けたときから起算して三年後に切替交付申請をすべきものとされておるのであります。これを引替交付申請等によりまして新たに登録証明書の交付を受けたときから三年後に切替交付申請をすればよいということにしたのが今回の改正の趣旨でございます。

なお切替申請の期間についてでありますと、登録の申請をする必要がございまして、また申請をする場合の登録証明書の取り扱いについて現

として現在検討を進めているところでございま

す。

○山崎(武)委員 本改正案は再入国許可を受けて

出国する場合の登録証明書の取り扱いについて現行より簡素化しているようになりますが、その趣旨について御説明されたい。

なお、この改正によって登録証明書を所持したまま出国できることになりますが、再入国の許可期限内に再び日本に入国しなかつた場合はどうな

るのか。

また、現在一年以内とされている再入国許可の有効期間をもう少し延長してほしいという要望があるが、いかがお考えでしょうか。

○小杉政府委員 現行の外国人登録法では、再入

の許可を受けて出国いたします外国人は、出国のときに入国審査官に登録証明書を提出いたしまして、本邦に再入国したときは十四日以内に出国前の居住地の市区町村に対しまして登録証明書の返還を申請すべきこととされておるわけでありま

す。

この手続は、再入国許可によって出入国いたしに最近のように国際旅行のスピード化が著しい時代におきましては、再入国者が登録市町村において返還申請をしても、返還すべき登録証明書が出国港からいまだに送付されていないというような場合も起りまして、かえって登録証明書の不携帯状態を余儀なくせる結果となつておるのが現状でござります。また、再入国後十四日以内は返還申請期間として不携帯が許容されるという問題もあるわけでございます。

そこで、登録証明書の返還申請手続を廢止いたしまして、登録証明書を携帯したまま出入国させることにいたしまして、この結果、行政主体及び客体の負担を一挙に軽減し、あわせて再入国後の不携帯問題の解消を図ろうとするのが今回の改正の趣旨でございます。

この改正によりまして、登録証明書を持つたまま出国した外国人は本邦に在留する外国人ではなくなりますので、当然のことながら登録証明書も失効することになります。このことは、登録している外国人がわが國へ帰化をした場合であるとかあるいは死亡したというような理由によりまして外国人としての在留実態が消滅した場合、その者に交付された登録証明書が失効すると解されているのと同じことであると考えております。

○山崎(武)委員 最後に、いわゆる一二六該当者、協定永住者等本邦に長期間在留している人た

の緩和、指紋押捺制度の改善、罰則規定の緩和等の要望があると聞いておりますが、いかがでしょ

うか。

○小杉政府委員 ただいま先生御指摘のような要望があることは承知いたしております。

わが国の外国人登録制度につきましては、従来から在日韓国人・朝鮮人・台灣人など長期在留者の処遇とも密接な関係がございますところから、指紋押捺制度、登録証明書携帯義務、罰則のあり方

といふような点をめぐりまして論議が多くございまして、目下私どもいたしましては外国人登録法の抜本的な改正について検討を重ねているところでございます。

なお、外国人登録制度の抜本的改正に当たりま

しては、わが国の出入国管理制度全般について多角的な検討を行うことが必要でございますが、たとえばわが国に在留しております外国人の多数を占めるいわゆる長期在留外国人の中には、暫定的な法的地位しか定められていないいわゆる法一二六二二六の該当者及びその子孫というものが相

当数含まれております。これらの者の法的地位の決定につきましては、國際関係、国内関係等諸般の事情を考慮する必要がございまして、その最終的な結論を得るまでにはなお相当の日時を要するなど困難な問題が多々あると考えております。

○山崎(武)委員 終わります。

○木村委員長 横山利秋君。

○横山委員 今回の改正は、必要最小限とでもいいますか、当国会に付議をするにしては小骨をち

よつととつた程度ではないか。少なくともこの種の問題について検討をなさったならば、もう少し、これは私どもが賛成すると否とにかかわらず、少なくとも基本的な出入国管理のありようについて問題を提起すべきではなかつたか、そう痛感され

てなりませんが、その点はどうお考えになりますか。

○小杉政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、

今回の改正案は、いわゆる外国人登録法の根幹にかかわると申しますか基本的な事項というものは

一切含んでいないわけでございますが、これは先ほど山崎議員の御質問にもお答え申し上げました

とおり、私どもいたしましては、五十年の国会審議の経過を経まして、いわゆる外国人登録法の

基本的な諸問題も含めた全面的な見直しという作業は着手いたしましたのでございますけれども、制度

の要望があると聞いておりますが、いかがでしょ

うか。

○横山委員 当時と違いまして、南北朝鮮に関する情勢といふものははきわめて流動的なのであります。

今日の日本政府の態度は、北の朝鮮民主主義人民共和国をやや横目でながめておるようではあります。

省も鋭意検討を続けておるわけですが、これは先

れは御相談をしながら、時間をかけてこの基本問題については再検討していく必要のあるものがあ

るのではないかというふうな感じを持っておりま

す。

○横山委員 当時と違いまして、南北朝鮮に關す

る情勢といふものははきわめて流動的なのであります。

今日の日本政府の態度は、北の朝鮮民主主義人民共和国をやや横目でながめておるようではあります。

省も鋭意検討を続けておるわけですが、これは先

れは御相談をしながら、時間をかけてこの基本問題については再検討していく必要のあるものがあ

るのではないかというふうな感じを持っておりま

す。

○横山委員 当時と違いまして、南北朝鮮に關す

る情勢といふものははきわめて流動的なのであります。

今日の日本政府の態度は、北の朝鮮民主主義人民共和国をやや横目でながめておるようではあります。

三

○倉石国務大臣 北朝鮮と韓国とが今日は申すまでもなく分裂しているわけでありますけれども、その間に、その所属国民に対する法の適用等において差異があるのはやむを得ないことでございましょうけれども、私どもいたしましては、やはり朝鮮半島の方々はその昔は国籍は日本であった、その関係で長く在留いたしておる者も数多くおるわけでありますので、それらの問題につきましては、先ほど申しましたように関係省庁と十分打ち合わせの上適切な措置を講じてまいりたい、こう思つておるわけであります。

○横山委員 適切な措置というのはこの出入国管理令の基本的な改正の中に含まれておるのですか、こういう意味であります。

○倉石国務大臣 いま申し上げましたように、朝鮮半島の諸君というのは、かつてはわれわれと国籍を同じめういたしておった者でありますから、そういう方々の取り扱いにつきましては、やはりそれなりに特別な考え方を持つ必要があるのでないか、こう思つておるわけであります。

○横山委員 私ども社会党は、すでに政治亡命者保護法案を提案をいたし長年にわたっておりました。この私どもの提案の基本的な問題は、難民の地位に関する国際条約の批准を求めておるのであります。この難民条約の批准前といえども、私どもの提案の政治亡命者保護法案を国会で議決をいたしたいという趣旨にはなりません。

毎日の新聞を見ますと、何かかんかわが國に庇護を求めて入国した外国人や強制送還を拒否して訴訟を起こした外国人があり、その都度政治問題化いたします。その都度それが政治問題として扱われる法務大臣の自由裁量権にゆだねられ、その裁量権がきわめて厳しい立場に立つておる。マスコミでかわいそじやないかといふことがございります。お話をございました難民条約そ

れから難民認定書は、いざれも難民の人権を保障してその地位を安定させようとするものでござりますので、法務省といたしましてもその趣旨に異議はございませんし、当省の所管事項について申されども、私どもいたしましては、やはり朝鮮半島の方々はその昔は国籍は日本であった、その関係で長く在留いたしておる者も数多くおるわけでありますので、それらの問題につきましては、先ほど申しましたように関係省庁と十分打ち合わせの上適切な措置を講じてまいりたい、こう思つておるわけであります。

○横山委員 適切な措置というのはこの出入国管理令の基本的な改正の中に含まれておるのですか、こういう意味であります。

○倉石国務大臣 いま申し上げましたように、朝鮮半島の諸君というのは、かつてはわれわれと国籍を同じめういたしておった者でありますから、そういう方々の取り扱いにつきましては、やはりそれなりに特別な考え方を持つ必要があるのでないか、こう思つておるわけであります。

○横山委員 私ども社会党は、すでに政治亡命者保護法案を提案をいたし長年にわたっておりました。この私どもの提案の基本的な問題は、難民の地位に関する国際条約の批准を求めておるのであります。この難民条約の批准前といえども、私どもの提案の政治亡命者保護法案を国会で議決をいたしたいという趣旨にはなりません。

毎日の新聞を見ますと、何かかんかわが國に庇護を求めて入国した外国人や強制送還を拒否して訴訟を起こした外国人があり、その都度政治問題化いたします。その都度それが政治問題として扱われる法務大臣の自由裁量権にゆだねられ、その裁量権がきわめて厳しい立場に立つておる。マスコミでかわいそじやないかといふことがございります。お話をございました難民条約そ

れから難民認定書は、いざれも難民の人権を保障するか。

○小杉政府委員 この法案につきましては、私どもいたしまして幾つか問題点がござります。

まず第一点が、先ほどもちょっと触れました

が、難民の認定権者に法務大臣が当たられておる

という点。さらに政治亡命者として保護する者の

のが適合するものかどうか、なお十分な検討を必

要とする点が少なくないのでないかという感じ

を持つております。

○横山委員 この難民条約の批准、亡命者保護法案並びに問題提起しております出入国管理令、こ

れらは複数する部分がきわめて重要かつ大であります。したがつて私は、冒頭申しましたように、

法務省が先年の失敗を繰り返さないように、少な

くとも基本的なありようについては、この問題に

対して国会における審議経過その他を勘案して可

能性感するわけであります。

重ねて伺いますが、なるべく近い将来と言つて

いることは次期国会を予想してよろしいのですか。

○倉石国務大臣 条約に加入いたしますかどうか

は、直接的には、申しますでもないことであります

が外務省の所管事項に属することでありまして、

加入時期等について私どもだけで無責任なことを

申し上げるわけにもいきませんが、この難民とい

うものを認定することにつきましては、関係省庁

との調整をする機能を備えた機関が行うべきであ

るということに部内で意見が一致いたしております。

○横山委員 それでは伺いますが、その難民条約の批准の中において、狭義の意味の政治亡命者は――私は、難民条約における難民の定義は、私どもが提案しておる政治亡命者の定義とまあ同様だとは思うのですが、よく政治問題化いたしましたが、これに連いたしましては、

したわげであります。わが国は縦割り行政なん

でありますから、横の連絡となると縦の十倍も時間がかかるというような結果でござりますから、いま大臣のおっしゃるような関係機関の設置をして、錦辻コンセンサスを速やかに得られるように範囲並びに程度につきまして、難民条約の規定について現に検討中でございます。

○横山委員 法務省は異存はないおっしゃる。外務省その他関係省庁とのコンセンサスはすでに得られましたか。

○小杉政府委員 お答え申し上げます。

難民条約を批准するという一般的な基本的考え方

方につきましてはコンセンサスがあるわけでござ

りますけれども、現在、聞き及びますところによ

りますと、国民年金を難民に適用する問題等社会

保障関係で外務省と厚生省の間の意見一致をまだ見ていないとか、あるいは当省が若干絡み問題と

いたしましては、難民の認定権者を一体だれにす

るかということを若干まだ明確な結論を得ていな

い点がある等、手続的な面におきまして多少問題

があるようございます。

○横山委員 その関係各省との合意、それからそ

れによって国会に対する批准等は展望としていつ

ごろだと考へているのですか。

○小杉政府委員 これは実は条約でござりますか

ら外務省の所管でござりますので、私どもの方か

らととかく申し上げるのはいさか僭越ではないか

といふふうに感じておるわけでございますが、時

期としてはそう遠い将来ではないとという感じは

私はいたしております。

○横山委員 それでは伺いますが、なるべく近い将来と言つて

いることは次期国会を予想してよろしいのですか。

○倉石国務大臣 重ねて伺いますが、なるべく近い将来と言つて

いることは次期国会を予想してよろしいのですか。

○横山委員 この難民条約の批准、亡命者保護法案並びに問題提起しております出入国管理令、これらは複数する部分がきわめて重要かつ大であります。したがつて私は、冒頭申しましたように、法務省が先年の失敗を繰り返さないように、少なくとも基本的なありようについては、この問題にいたしましては、難民の認定権者を一体だれにするかということを若干まだ明確な結論を得ていな

い点がある等、手続的な面におきまして多少問題があるようございます。

○横山委員 強制退去者の中で、日本国内で犯罪を犯して刑務所に収容せられ、そして刑期をつとめなおかつ強制退去のためにこの大村にいる者名おります。そのうち、二年未満の者が七名、二年以上の者が八名ということになつておりまして、最長期の収容者の収容期間が二年八ヶ月ということになつております。

○横山委員 強制退去者の中で、日本国内で犯罪を犯して刑務所に収容せられ、そして刑期をつとめなおかつ強制退去のためにこの大村にいる者名おります。そのうち、二年未満の者が七名、二年以上の者が八名ということになつておりまして、最长期の収容者の収容期間が二年八ヶ月ということになつております。

しょうか。

○小杉政府委員 現在大村で収容されておる者は、先生御存じのとおり、退去強制令書が発付され、強制退去のために船待ちをしておる者でございまして、法のたてまえから申しますと、本邦における在留活動を禁止された方々に相なるわけでございます。

しかしながら、この方たちがなぜこのように長い期間収容される結果になつておるかと申しますと、これらの方々の中では、行政訴訟を提起されて現に訴訟が係属中である方、さらには送還部分の執行停止の決定というようなものが申出された方もあるわけでございます。中には、被収容者の本国が引き取りを拒んでおる、引き取りを保留しておるというようなことが原因となりまして、大村収容所における収容が事実上長引いている者があることは御指摘のとおり事実でございます。

ところで、訴訟の長期化あるいは相手国の引き取り留保などを理由といたしまして仮放免をするということは、事実上在留活動を容認することになるわけでございまして、退去強制という制度の根幹にかかることがありますので、引き続いて原則として身柄収容を継続するということをやつております。

しかしながら私ども入管といたしましても、このような形での収容といふものがいたずらに長期化することは決して好ましいことではないと考えておりますので、訴訟が長期化しているために強制送還できないというような者につきましては、開に努めるというような、もうろの措置をとつておるわけでございます。さらにはまた例外的な措置ではございますが、自費出国またはその準備のためであるとかあるいは病気治療のためであるとか、身柄の収容を続けるとかえて円滑な送還の執行が期待できなくなるような場合には、仮放免を許可するということにいたして、収容業

務が適正に行われるよう努力しておるというのが現状でございます。

○横山委員 順序としてはおっしゃるとおりかもされませんけれども、少なくとも国内でも刑務所で刑期をつとめ、そして大村収容所で一年も二年も三年近くも、ある意味でのまた二重の刑期をつとめ、そして決定だからどうしても強制退去させなければならぬだと言つてがんばつておることも説得力が余りない措置ではないか。

したがつて私の言うように、刑務所あるいは大村収容所における成績が良好である、あるいはまた本人が日本社会に復帰しても再びそういうことになる可能性がない、悔悟の情も明らかである、家庭もまたそれを受け入れる体制がある、こういう状況であるならば、もつと勇敢に仮放免の措置をとるべきではないか。大村収容所に百人近くの人がおつて、それがわれわれ国民の税金で収容され、職員も働いておるけれども、そういう状況を取り留保などを理由といたしまして仮放免をするということは、事実上在留活動を容認することになるわけでございまして、退去強制という制度の根幹にかかることがありますので、引き続いて原則として身柄収容を継続するということをやつております。

いわんや、裁判の問題とおっしゃるけれども、そう言つていいか悪いかわかりませんけれども、無理に裁判を起こす、そして裁判中は強制退去を判断すれば、これは仮放免しても大丈夫だと思う者については、しゃくし定規な考え方捨てて處理をすべきではなかろうかと私は思うのであります。

前代、前々代の法務大臣とともに閣議の中においても、これは人権の問題であり、かつ日本の主権の侵害についてなおざりにできない、こう述べられたと記憶いたします。なんとなく、それは單に日本国内の問題ばかりでなく西ドイツ政府が、これと類似する韓国政府のやつた行動に対し断固として経済的な中断をしたり、そしてついにその強硬な措置に対し韓国政府が学生を西ドイツに送り返したという事例と比べるならば、日本といふいう形式論もまたおかしいと私は思うのであります。

大村収容所のありようについてはもう少し言つておきますと、しゃあしやあとそんなことを言つたって、だれも信用しませんよ。本当にいま捜査だけでは済みませんでしたよと言つていい。

○倉石國務大臣 ですから捜査は続けられておると思います。

○横山委員 私どもが大変ほんやりしておりますために、あなたが私の國から強制拉致されたことは事実なんですね。

重ねて伺いますが、法務大臣としては、金大中氏が日本から拉致された事件並びに金大中氏の政界復帰に当たつてのそういう発言について、閣僚の一人として、日本の政治家の一人として、あなたは

あります。大村収容所のありようについては相まって重ねて伺いますが、法務大臣として、金大中氏が日本から拉致された事件並びに金大中氏の政界復帰に当たつてのそういう発言について、閣僚の一人として、日本の政治家の一人として、あなたは

あります。大村収容所のありようについては相まって重ねて伺いますが、法務大臣として、金大中氏が日本から拉致された事件並びに金大中氏の政界復帰に当たつてのそういう発言について、閣僚の一人として、日本の政治家の一人として、あなたは

あります。大村収容所のありようについては相まって重ねて伺いますが、法務大臣として、金大中氏が日本から拉致された事件並びに金大中氏の政界復帰に当たつてのそういう発言について、閣僚の一人として、日本の政治家の一人として、あなたは

あります。大村収容所のありようについては相まって重ねて伺いますが、法務大臣として、金大中氏が日本から拉致された事件並びに金大中氏の政界復帰に当たつてのそういう発言について、閣僚の一人として、日本の政治家の一人として、あなたは

復帰をいたしました際に、自分が日本でつかまつて、そして韓国に強制的に連れていかれた、その一件については自分はもう物を言わない、こういふ趣旨のことを言われ、私ども日本の政治に関与する者としては、金大中氏のその心境に對して大変感銘を受けたものであります。その感銘を受けた気持ちを法務大臣はどうお考へになるかといふことを質問いたしましたところ、あなたは何だか意味のわからない發言をされて、議事録を見ましても一体何を言つておられるかよくわからなかつたわけでありますが、改めて法務大臣に伺いましたが、私どもの日本国憲法下主権の及ぶ東京の大ホテルの真っただ中で金大中氏が、日本の主権を侵害して韓国人によつて連れ去られた。そういうばかりたことが白昼堂々と行われたことについても、これは人権の問題であり、かつ日本の主権の侵害についてなおざりにできない、こう述べられたと記憶いたします。なんとなく、それは單に日本国内の問題ばかりでなく西ドイツ政府が、これと類似する韓国政府のやつた行動に対し断固として経済的な中断をしたり、そしてついにその強硬な措置に対し韓国政府が学生を西ドイツに送り返したという事例と比べるならば、日本といふいう形式論もまたおかしいと私は思うのであります。

えしたつもりでございます。

○横山委員 ござつぱというのは人ごとみたいに言うことですよ。あなたの責任、法務省の責任と何かがつきそうなものだというのが私の意見であります。ござつぱでございました、それだけではあります。ござつぱでございましたよと言つていい。

○倉石國務大臣 この事件については捜査を打ち切つておるわけではないと承つております。

○横山委員 私の質問に答えなさいよ。ござつぱだけでは済みませんでしたよと言つていい。

○倉石國務大臣 ですから捜査は続けられておると思います。

○横山委員 私どもが大変ほんやりしておられますために、あなたが私の國から強制拉致されたことは事実なんですね。

○横山委員 私の質問に答えなさいよ。ござつぱだけでは済みませんでしたよと言つていい。

○倉石國務大臣 ですから捜査は続けられておると思います。

○横山委員 私どもが大変ほんやりしておられますために、あなたが私の國から強制拉致されたことは事実なんですね。

○横山委員 私の質問に答えなさいよ。ござつぱだけでは済みませんでしたよと言つていい。

○倉石國務大臣 ですから捜査は続けられておると思います。

で、そういう場合、いろいろな国際関係の影響のあるようなことにつきましては、個人として自由な行動がとれるときととれないときとあることをひとつ御了承願います。

○横山委員 前の質問と後の質問とあなたの答弁は食い違うのですが、金大中氏が日本へ来たいと言つたときには拒む理由はない、こうおっしゃつたですよ、いま。後の質問については今度は、いや、いろいろ政治的な問題があるなら私はちょっとと言えぬな、こういうのはどちらが本当なんですか。

○倉石國務大臣 先の方の、金大中氏がわが国に入国を希望されるということなら、これはお断りをする理由は何もないと思う、私はそう考えておるわけあります。

それから後で、待定のことをお示しになりましたけれども、こういうふうな行動をとるかというふうなことにつきましては、時には自由にならないこともありますということを率直にお答えいたしましたつもりであります。

○横山委員 金大中氏が来るということについて、個人がある日突然として日本へ来たいということではないですよ、それは少なくとも日本に受け入れ体制があつて、私どもが金大中氏を迎えるということを向こうへ言い、向こうがオーケーをする、向こうが来たいということになるのはあたりまえのことじやありませんか。本人が勝手に何の受け入れ体制もないのに来るということはないのですよ、そういう意味で言つているのですから。終局的には金大中氏が日本を訪れててもよろしいということを意思表示をする、そういうことなんですから。前段は、何もやりとりなくしてそういうことはあるはずがないのですよ。まああなたとしては、金大中氏の意思表示があればそれを断る理由はないということでありますから、それで結構です。

次へ移ります。私が今国会の法務委員会の前段で入管行政について伺つたことがござります。こ

の基本的な問題は、要するに、この数年の間に出入国をする外国人あるいは日本人というものはもう莫大にふえてしまつて、マンモス化してしまつている。こういう出入国について、入管行政でもそうですが、税關でもそうです、あらゆる入管事務に携わる国内機構というものがちつとも前進をしていないのではないか。私ども海外へよく行つたり来たりするわけであります。が、空港なり港へ行くたびにそれを痛感するわけであります。

なかなか入管行政というものが、たとえば先般來の同僚諸君の質問を聞いておりまして、密入国はわからぬ——わからぬのはあたりまえだ。わからぬのはあたりまえだけれども、私もちよつと減つたとは思いますがけれども、雲霞のごとき密入国者に対しても、港あるいは空港で入管行政に携わつておる者は一体何百人だろうか。日本はまさにそういう点では密入国の王座であると言つても過言ではないと思うのであります。せいぜいつかまえられたのは、波打ち際でつかまえるのではなくて、町を歩いておってお巡りさんが職務質問してつまらぬことで、後から質問をするわけではありませんが、つまらぬことでひつつかまつて、それがおまえ密入国だ、たまたま偶然にそういうことになるのが密入国を発見する端緒になるというような状況なんであります。そういう密入国ばかりでなくして、正当な出入国に対しまして入管行政の仕事というのは実に対応できない状況ではない

行政を改善されようとするのか、一回基本的な考

えを承りたいと思います。

したがつて入管行政につきまして、たとえば予算の編成等についてもできるだけの努力をいたしました次第であります。が、お説のとおり、入管の業務はあのままではなかなかうまくいかない、大変力余る仕事をやっておるのでございまして、これらのことについて入管局長からひとつお答えをいたさせます。

○小杉政府委員 実は先般の法務大臣の当委員会における所信表明に題連いたしまして、横山先生から非常に具体的な数字を挙げて入管の業務量の増大と、これにいかに今後対応していくのかといふ点についてのお尋ねがあつたわけでございま

す。

先生の事実関係の御認識は非常に正確でございまして、確かに私どもの抱えております業務量といふものが年々歳々とどまるところを知らず増大するがおまえ密入国だ、たまたま偶然にそういうことになるのが密入国を発見する端緒になるというよ

うな状況なんであります。そういう密入国ばかりでなくして、正當な出入国に対しまして入管行政の仕事といふのは実に対応できない状況ではないか。これは入管行政の基本的な改善といふものをなさなければ事態の推移に追いついていられないのではないかと私は痛感するわけでござります。

同時に、いまから公安調査庁にお伺いするのですが、やはり外国人の問題で、公安調査庁については私は何回も言つておるわけであります。が、朝鮮総連と日本共産党をいつまでも破防法の調査指定団体にしておる。そんなものは、共産党の同僚諸君きょうはおらぬが、堂々とわれわれと机を並べて国会で仕事をしておる天下の公党をいつまで

か。これが入管行政の基本的な改善といふものをしていく傾向にあるといふのは事実でございま

す。これらに対応するための正攻法と申しますか本来の姿、対応策を考えますと、これは定員の増加、予算の増加それから機構の新設というような手立てを講じなければなかなか対応がむずかしいのではないかという性質の問題でござります。しかしながら御存じのとおり、昨今の非常に厳しい国家財政事情のもとにおいて、予算の増も定員の増もわれわれの希望どおりに必ずしも実現することは不可能な状況ではないわけでございま

す。

朝鮮総連でもそうであります。朝鮮総連は、機構は昔のあなた方が指摘されるような組織とは変わつておるし、日本国内の自分たちに関係のない問題についてはほとんどこのごろは介入しない、そしてまた与党から野党全城にわたるまで友好的な関係にある。そういう朝鮮総連をいつまでも調査指定団体として、膨大な予算と膨大な人員を全

くべきだという認識を持つておりまして、機構改革の問題等考えておつたわけであります。が、今はばかげておるではないか。先ほど言つたよう

に南北朝鮮の国際情勢も変化しておるときに、いつもそんなことをやつておるから金が要る、人が要るということにもなるわけありますか、そのところをもう少し考え方直したらどうか、こう思うのであります、朝鮮総連の調査指定団体解除についてどうお考えになりますか。

○西本政府委員 お答えいたします。公安調査庁は破防法の法条に該当する疑いのある団体については調査いたしておりますけれども、特定の団体の名称を申し上げることは差し控えさせていただきたいと思います。

○横山委員 いまになつてしましゃあしやあとそんなことを言つて、この前は指定解除するかせぬかといふことでいわゆる特定の二つの団体について私が質問して、それはちょっとぐあいが悪いということを大臣からあなたの方まで言つておいて、いまになって何でそういうとほけたことを言つています。

○西本政府委員 ただいまの横山議員の御指摘のように、過去におきまして国会で調査対象団体の名称を申し上げたことはござりますけれども、事柄は内部的な問題でござりますので、公表は差し控えさせていただくことにしていただきたいと思います。

○横山委員 勝手過ぎるじゃないか、そんなこと。過去には言つたけれども、いまは言わぬ。それでは過去言つたのは間違いだったのですか。いつからそうなつたのですか。

○西本政府委員 先ほどお答えいたしましたように、このたびから公表することを差し控えさせていただきたいという趣旨でございます。

○横山委員 このたびから私どもの御都合で御答弁できません、そんなあなた、国会をばかにした言い方がありますか。過去は言つたけれども、このたびからそういうことは言いませんから御勘弁を。法務大臣、それは法務委員会をなめていやせぬかね。何でそういうことになつたのかと云うことをもう一遍われわれが納得するような説明でもあるならともかく、今回からはお答えできませ

ん、どうしてそんな人をばかにしたような答弁があるのですか。

○西本政府委員 お答えいたします。

対象団体の指定ということは法律、政令、省令などにおいて制度として定められているわけではありません次第でございます。そういたしますと、指定と申しますのは、国家行政組織法に基づきまして行政機関の長の権限として、そのときの公安情勢や特定の団体の活動の実績から、破防法の四条、五条、七条に該当する幾つかの団体のうち特に注意して調査すべきものとして指定したことがある次第でございます。したがいまして、過去においてその団体名を国会において公表したことはございませんけれども、先ほど申しましたように事柄は内部的な問題でござりますので、公表は差し控えさせていただきたいという趣旨でございます。

○横山委員 わからぬ。過去には言つたけれども、これからは言いません、それはわかつた。何でそういうことになるのかということについての説明がないわけです。これは内部の問題だから言わないことにする、行政内部の問題だから言わぬことにする。こういうことらしい。そんな勝手なことがあります。

われわれは国政調査権をもつてあなた方に對してそれを説明しろと言つておる。その説明しろと言つておる國政調査権を侵害をする勝手な決定を可を受けてそういうことになつたのか、どちらですか。

○西本政府委員 公安調査庁が調査している団体はござります。ただ指定している団体については、これは先ほど申しましたように公表は差し控えさせていただきますけれども、破防法に基づきまして調査している団体は、これはござります。

○横山委員 何というかよくわからぬけれども、調査指定団体はないけれども、調査をするよう指定をしておる団体はある、こういうわけですな。どこが違うんだね。

○西本政府委員 調査の対象となつておる団体はござります、そういう趣旨でございます。

○横山委員 調査指定団体と調査の対象にしておる団体と、どこが、どういうやり方が違うのですか。実態は今までと変わつたのですが変わらぬのですか。

○西本政府委員 先ほども申しましたように、指定というのは制度でないわけでございますから、全く事實上の問題でござります。したがいまして、調査の対象となつておる団体はあるといふことは何ら矛盾しないと考えておりますが……。

○横山委員 実態が今までと違つておるのですか違つてないのですか。どうなんですか。やり方を変えたのか、名前が変わっただけなのか。

○西本政府委員 従前と調査の方法などは変わつております。

そこで、特定の団体等のことは今まで言つておらなかつたのではないかと私は思つておつたのありますですが、そのことをそこまで私はよく存じませんでしたが、とにかくあなたの仰せられましたことの御趣旨は、私も承つておつてよくわかります。わかりますが、調査庁は調査庁でやはり法律によつて決められた任務を実際に遂行している次第でございます。したがいまして、過去においてその団体名を国会において公表したことはございませんけれども、先ほど申しましたように事柄は内部的な問題でござりますので、公表は差し控えさせていただきたいと思つてはなお一遍よく検討してみたいと思います。

○横山委員 それで、私は納得できません。私は大臣、初めて聞いたと思うのですが、国会をばかにしておる。委員長にお願いいたしますけれども、これは私は納得できません。事実上何も変わりはない、国会にこういうことは言わぬだけだ、こういう話であります。こんな失礼な、国会をばかにしたことにつきましてはなお一遍よく検討してみたいと思います。

○横山委員 それで、私は納得できません。私は大臣、初めて聞いたと思うのですが、それのことはまだ存じておるわけであります。それのことはまだ存じておるわけであります。

○倉石国務大臣 公安調査庁は御存じのような破防法による任務をもつてそれぞれの持ち場で活動しています。

○西本政府委員 お答えいたしますよ、実際。従前とおらなかつたのではないと私は思つておつたのあります。そこで、特定の団体等のことは今まで言つておらなかつたのではないかと私は思つておつたのあります。そこで、特定の団体等のことは今まで言つておらなかつたのですが、そのことをそこまで私はよく存じませんでしたが、とにかくあなたの仰せられましたことの御趣旨は、私も承つておつてよくわかります。わかりますが、調査庁は調査庁でやはり法律によつて決められた任務を実際に遂行している次第でございます。したがいまして、過去においてその団体名を国会において公表したことはございませんけれども、先ほど申しましたように事柄は内部的な問題でござりますので、公表は差し控えさせていただきたいと思つてはなお一遍よく検討してみたいと思います。

○横山委員 それで、私は納得できません。私は大臣、初めて聞いたと思うのですが、国会をばかにしておる。委員長にお願いいたしますけれども、これは私は納得できません。事実上何も変わりはない、国会にこういうことは言わぬだけだ、こういう話であります。こんな失礼な、国会をばかにしたことにつきましてはなお一遍よく検討してみたいと思います。

○横山委員 それで、私は納得できません。私は大臣、初めて聞いたと思うのですが、それのことはまだ存じておるわけであります。それのことはまだ存じておるわけであります。

○横山委員 それで、私は納得できません。私は大臣、初めて聞いたと思うのですが、それのことはまだ存じておるわけであります。

か違つてないのですか。どうなんですか。やり方を変えたのか、名前が変わっただけなのか。

○西本政府委員 従前と調査の方法などは変わつております。

○横山委員 ばかりでございますよ、実際。従前とおらなかつたのではないかと私は思つておつたのあります。そこで、特定の団体等のことは今まで言つておらなかつたのですが、そのことをそこまで私はよく存じませんでしたが、とにかくあなたの仰せられましたことの御趣旨は、私も承つておつてよくわかります。わかりますが、調査庁は調査庁でやはり法律によつて決められた任務を実際に遂行している次第でございます。したがいまして、過去においてその団体名を国会において公表したことはございませんけれども、先ほど申しましたように事柄は内部的な問題でござりますので、公表は差し控えさせていただきたいと思つてはなお一遍よく検討してみたいと思います。

○横山委員 それで、私は納得できません。私は大臣、初めて聞いたと思うのですが、それのことはまだ存じておるわけであります。

第二番目には、登録事項中、行監の指摘した職業や勤務所、所在地等について改正されていないというが、一般外国人と違い、職業、居所の自由を保障されている外国人には過重な義務を課しているのではないか。

第三点として、未成年者にも十四歳以上の者に登録、携帯、呈示の義務を課しているためにトラブルが非常に多い。学生なんかが特にそうあります。これは必要はないのではないか。

第四番目に、市長村長に登録の際事実確認義務を課していますが、これは実際問題として実行不可能ではないか、簡素化に逆行するのではないかという四点があります。

時間の関係上要約して申し上げたのであります

が、政府側の御意見を伺いたいと思います。  
○小杉政府委員 第一点の証明書の常時携帯、呈示義務についてでございますが、私どももいたしましては、外国人登録制度というものを担保するためにどの程度の罰則を科するのが相当であるかということは、この制度の必要性やあり方自体と関連する問題でございまして、にわかにそれが重いとか軽いとか軽重を論ずることは困難ではないかという気がいたします。登録証明書の常時携帯、呈示義務というものは、少なくとも現在の外国人登録制度の基本的事項、根幹にかかる事項であると

いう認識を持っておりますので、これらの基本的事項に対する違反として一年以下の懲役または禁錮を定めた法定刑というものは、一応妥当なものではないかというふうに考えておるわけでございます。

ただ現行法の罰則につきましては、このような基本的事項にかかわりのある違反の場合もあるいは形式的、手続的なより軽微な違反の場合も全く画一的に罰則が定められているという点、確かに再検討を必要とするのではないかと思われる点もございますので、これらの点につきましては基本問題の一環として検討してまいりたいと考えておるところでございます。

それから第二点の、行監の指摘した職業や勤務所、所在地等について改正されていないという点でございますが、この点につきましては、外国人登録法の第一条にございますように、登録法の目的というものは外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめることが最大の眼目でございまして、居住関係及び身分関係を明確にする場合には、当該外国人の国籍、住居、職業、氏名、生年月日というようなものによって特定、明確化するというのが通常であろうと考えるわけでございまして、国籍等と同様、職業につきましても変更があった場合には十四日以内に変更登録をさせる必要があるというふうに私どもは考えておるわけでございます。

仮に入管令上、在留活動の制限を受けていない者につきましての職業の変更登録を免除するといふことにした場合、先生も御存じのとおり、入管令の四一一六一三に該当するその他の外国人、これもまた在留活動の制限を受けないわけでございますから、これらの外国人との関係でいわゆる待遇の平等を害することになるという点に大きな難点があろうかと考えるわけでございます。

さらに第三点でございますが、未成年者にも登録携帯、呈示義務を課しているという点についての御指摘の点でございますが、確かに現在の登録法は十四歳以上の外国人に対して証明書の常時携帯、呈示義務を課しておるわけでございますけれども、義務教育の年限にある者についてまでこのようないくつかの義務を課すのは適当でないという批判につきましては十分に考慮する必要があるというふうに考えておりまして、外国人登録制度の基本的な

事項についての検討作業の中で、この年齢をどう

ます第一に、一、二点は将来検討したいとおつしやるけれども、先ほどある詰めたように、将来がいつのことか少しも明言がされておりません。また外国人登録法が長年の間において今回改正されるのでありますから、この次が保証ができないもの、いつ改善されるかわからないことについて答弁に納得するわけにはまいりません。

それから、たとえば第四点で、いまでも普通の

○横山委員 大変不十分な御答弁であります。まず第一に、一、二点は将来検討したいとおつしやるけれども、先ほどある詰めたように、将来がいつのことか少しも明言がされておりません。

○小杉政府委員 私も実はこの国際人権規約がなぜ批准がおくれたかについて正確な知識を持ち合

わせておらないので、まことに申しわけないと存じますが私にはちょっとお答え申し上げられない点でございます。

○福葉(誠)委員 それで、これは国会の外務委員会における七九年五月八日の附帯決議というか政

府への要望決議がありますね。

○福葉(誠)委員 その中にいろいろあるわけですが、第三に「す

べての者は法の前に平等であり、人種、言語、宗

教等によるいかなる差別もしてはならないとの原

則にのつとり、外国人の基本的人権の保障をさ

らに充実するよう必要な措置を講ずること」とい

うのがある。このことは御存じだと思いますが、

交付、再交付の際に、市町村長に今回確認の義務を課したわけありますけれども、この確認の義務というものは外国人から提出されました申請書等に基づいて登録原票の記載が事実と合っているとはどうかを確認することでございまして、このことは現行法のもとでも新規登録、登録の切替のときに市町村長が行っている事実の確認と全く同じことでございます。

この登録原票の記載が事実に合っているか否かについて、私は、その際に私の意見をさらにお尋ねして述べることにいたしまして質問を終りますが、これも重ねて理事会で御討論をお願いしたいと思います。

○木村委員長 稲葉誠一君。それでは、その際に私の意見をさらにお尋ねして述べることにいたしました質問を終りますが、これも重ねて理事会で御討論をお願いしたいと思います。

○横山委員 それでは、その際に私の意見をさらにお尋ねして述べることにいたしました質問を終りますが、これも重ねて理事会で御討論をお願いしたいと思います。

「外国人の基本的人権の保障をさらに充実する」

こういうことですね。

そうすると、本件のこの外国人登録法の中において、いま言ったようなさうに充実するということについては、どこがさらに充実するということになつてゐるわけですか。在留外国人の基本的人権の保障が日本においては不十分である、そういうふうな点から、どこをどういうふうにしていったらいいかということについてお伺いをしたい、こういうふうに思うわけです。

○小杉政府委員 異は、ただいま先生から御指摘がございました、附帯決議の文言との関係において外国人登録法との規定をどのようにしたらその趣旨に合致するかというたぐいの検討はいたしておりませんのでござりますけれども、現在外国人登録制度の基本的な方針について抜本的な法改正を含めた検討を進めておりますので、その過程において、ただいま先生御指摘の附帯決議の文言を十分頭に入れて検討してまいりたいというふうに考えております。

この基本的な制度の抜本的改正ということを考えるに当たりまして、私どもとしては、いわゆる長期在留外国人の処遇の問題とこれが一番頭の痛い問題でございまして、このよろんな長い期間在留しておられる方の中には、協定永住許可を受けおられる韓国人のほかに、まだその法的地位の未確定な法一二六一―二六該当者ないしは台湾出身者等々及びその子孫が含まれておりますけれども、万事物事がうまく動かないといふような点がございまして、種々頭を痛めておるところでございます。

○福葉(誠)委員 いま言った頭を痛めておるといふ表現がいいか悪いかは、言葉じりをとらえるつもりはありませんからそれは別として、いまの长期在留者という意味は、戦争中は日本人だった者が戦争が終わって日本人でなくなった人のことを言うのだろう、こう思うのですが、これは外国などの例では、その際に国籍選択をどうするかとい

うことは当然自由が与えられておつたろうと思うのですね。

日本の場合は、そのときに国籍選択の自由が与えられなかつたんぢやないか。それでみんな日本人でなくなつてしまつたといふことだろう、歴史的にこういうふうに考えられるわけですね。それはどういうわけなんですか。どういうわけで国籍選択というものをそのときにさせなかつたのですか。これは外務省のあれかもわかりませんが、あなたも外務省出身でしようから、おわかりになる範囲でお答え願えれば、こういうふうに思うので

○小杉政府委員 ただいま問題になつております

台湾、朝鮮出身者の国籍の問題、これは平和条約において規定されておるわけでございますが、私自身、遺憾ながら平和条約締結に際しましてあの条項がどのような経緯で挿入されたものか必ずしもつまびらかにいたしております。

確かにお説のとおり、国籍選択の自由といふものがあの条約の中で認められていると仮定いたしましたれば、恐らくいまとすいぶん変わった事態があり得たのではないかといふふうに考えます。されば、恐らくいまとすいぶん変わった事態があります。

ただ、そこまでの改正ということは、現時点ではまだ具体的な日程に上る作業段階になつております。

まんねれども、中間的な措置といたしまして、先般、一六一―二の方たちの中でももし希望があ

れば一般永住へ切りかえを認めるという措置をとりまして、現に一般永住の許可を受けて実質的に法一二六一―二六と同等の待遇を獲得された方がす

で出ております。

○福葉(誠)委員 その一二六と同じようなといふか、それは一般永住だから違いますけれども、それはいわゆる外国人登録証の記載が韓国となつて

いる場合と朝鮮となつている場合とに区別をしない、差別をしないで両方をそういう形にしていま

すか。

〔委員長退席、山崎(武)委員長代理着席〕あるいは韓国だけの外国人登録証の国籍欄の記載だけのものに限つてゐるのですか。

○小杉政府委員 国籍欄の記載がどうであるかと申しますが、これまたいかにも中國籍でございま

六年二一六の該当者、及びその子あるいは孫、この方たちは四一一―一六一と、いうステータスで三年切替の形になつておるわけであります。これらの方たちと、日韓の在日韓国人の法的地位及

び待遇に関する協定によつて認められるいわゆる

協定永住権者と申しますか協定永住者、これとの均衡、バランスの問題がまず先行するのだろうと思ひます。かかる後、それをまた別に離しまして

一二六の場合だけを考えた場合、一二六一―二六の子孫である一六一―二の該当者の方たちの法的地位を少なくとも法一二六一―二六の該当者とそ

れるということが一つあり得る解決策であろうと思ひます。

さらに、御承知のことと存りますが、これは昭

和四十九年の行政監理委員会の許認可事務の簡素化に関する答申に即して行つております改正でござります。

○福葉(誠)委員 いまお話が出たのは、行政監理委員会の昭和四十九年十一月六日の「許認可等に関する改善方策についての答申」そうですね。そして四つの点ですね。イ、ロ、ハ、ニとあります。一が入国名の登録申請期間の緩和、二が登録原票記載事項のうち居住地、氏名、国籍以外の変更申請期間の緩和、三が登録証明書の三年ごとの切替交付期間の緩和、四が再入国の場合の登録証明書の返却申請の廃止ですね。この四つの改善答申、これが今度の改正の中にはどこにどういうふうに生かされるわけですか。

○小杉政府委員 最初の登録期間の延長というのは、今回の法律の三条に組み込まれておるわけですが。それからさらに、登録原票記載事項に変更を生じた場合の変更登録に關しましては九条に定めがございます。

○福葉(誠)委員 さて、新規登録を受けた日から三年ごとの切替交付申請を受けなければならないことになつておりますのを、引替交付申請等の申請をして新たに登録証明書の交付を受けたときは、そのときから三年に延長するという関係が第六条、七条、十一条と三つの条文にわたつて規定されておるわけ

の保障をさらに充実するよう必要な措置を講ずること」と、それからA、Bの両規約に従つて「必要な国内措置を講ずること」この二つが問題とされているわけですね。

そうすると、それと今度の外国人登録法の改正とは直接は関係ないわけですか。今度はきわめて技術的なことだけを解決したということですか。

○小杉政府委員 御指摘のとおりでござります。今回の改正は、基本問題については一切触れず、いわゆる事務の簡素化、合理化という観点からの改正でござります。

さるに、御承知のことと存りますが、これは昭和四十九年の行政監理委員会の許認可事務の簡素化に関する答申に即して行つております改正でござります。

○福葉(誠)委員 いまお話が出たのは、行政監理委員会の昭和四十九年十一月六日の「許認可等

さらに、再入国情許可を受けて出国する者が登録証明書を携帯したまま出入国できるということが第十二条の二として規定されておるわけあります。（稻葉誠）委員「廃止しているじゃないか」と呼ぶ）はい、廃止した結果この目的が達せられるわけでございます。

そこで、いま言つた行政監理委員会の四つの事項について、今度の改正は違つてゐるところがありますね。その違つてゐるところはどういうふうなことから違つてきたのか、これを御説明を願いたい、こう思います。

○稻葉（誠）委員 いま私が最初のところで言つた入国情名というものは入国情者の誤りです。これは直しておきます。

そこで、いま言つた行政監理委員会の四つの事項について、今度の改正は違つてゐるところがありますね。その違つてゐるところはどういうふうなことから違つてきたのか、これを御説明を願いたい、こう思います。

○小杉政府委員 お答え申し上げます。

登録期間の延長に関しては答申どおりでござります。それから登録原票記載事項に変更を生じた場合、この場合の答申との差は、職業や勤務所及び所在地等について行監の方の勧告では要らないのではないかということでありましたが、これが含まれてゐるということ。それからさらに、今回の行監の答申においては在留期間、在留資格についても要らないのではないかということになつておりましたが、それが今回には含まれておるということ。実はそれだけであると思ひます。

○稻葉（誠）委員 それだけですね。

そこで問題になつてくるのは、この外国人登録法を改正するについて、法務省当局はどことどこと相談をしてこの改正案を提出するようになつたわけです。

○小杉政府委員 これはかなり幅広い問題を種々含んでおりますので、外務省、警察、海上保安庁、それからさらに自治省でございます。

○稻葉（誠）委員 それは自治省はもちろん委任行

政で登録を扱いますからわかるのです。外務省もわかる。そこで、警察となぜ協議をしなければならないのですか。また、なぜ協議をしたのですか。

○稻葉（誠）委員 そのとおりですね。これは警察

が非常に固執してがんばつたのです。そうする

と、行政監理委員会ではなぜ職業とか勤務所また

は事務所の名称及び所在地というものを省いてお

○小杉政府委員 これはやはり外登法の中に刑罰に関する处罚規定がございまして、その関連において外登法の運用上警察も一翼を担つてゐるといふ関係に相なつておるというふうに理解いたします。

○稻葉（誠）委員 このいま言つた職業と勤務所または事務所の名称及び所在地、これについては初めの法務省の案ではないですね。警察が固執してこれが入つたんですね。これは入管当局からそういう説明を聞いているのだから間違いないです。

○小杉政府委員 これは事務所の名称及び所在地、これについては初めの法務省の案ではないですね。警察が固執してこれが入つたんですね。これは入管当局からそういう説明を聞いているのだから間違いないです。

○稻葉（誠）委員 これは事務所の名称及び所在地、これが入つたんですね。これは入管当局からそういう説明を聞いているのだから間違いないです。

○小杉政府委員 これは事務所の名称及び所在地、これが入つたんですね。これは入管当局からそういう説明を聞いているのだから間違いないです。

○鴨海説明員 警察にも、この外登法の改正に当たりまして何か意見はないかということで法務省の方から意見の聴取があつたわけでございます。

私はどもは御承知のように捜査をする捜査機関でございまして、そういう観点から、この外登法といふものの中に刑罰規定がございまして、その違反があればこれについて捜査をするという立場にあることは御承知のとおりでございまして、外国人の管理、処遇のあり方そのものについてどういふうにしてべきかということは必ずしも警察の所管に属することではございませんが、せつかくの御意見を徴されたという機会に当たりまして、このいいった外登法という法律のあり方、すなわち外国人の公正なる管理、適切なる外国人に対する処遇といったような面から、特に適正に外国人を管理するという観点から、やはりこういった職業等のことについても条項を残すべきではないかといふ気がいたします。

いずれにいたしましても、私どもの方で当時この問題をもつと十分に検討した上で行監当局と連絡を十分していれば、あのような答申が出なかつたのではないかというところで、この点反省いたしております。

○稻葉（誠）委員 そうすると、日本にいる外国人というのは、ことに戦前からいる外国人たちは職業選択の自由というのではないのですか。

○小杉政府委員 職業選択の自由はもちろんございます。

○稻葉（誠）委員 そのとおりですね。これは警察

が非常に固執してがんばつたのです。そうする

と、行政監理委員会ではなぜ職業とか勤務所また

は事務所の名称及び所在地というものを省いてお

ったのですか。それは入管当局どうなの。

○小杉政府委員 四十九年の答申が出ました當時に行政監理委員会御当局がどういうお考えでおられたのか、実は当局から申し上げるべき立場にはないわけでありますけれども、考え方でおられたのと同じでありますけれども、考えられることがありました。

いたしましては、行監当局はもっぱら行政の簡素化、合理化というような観点から外国人登録事務を検討された結果、あのような勧告になつたのではないだろうか。

これに対しまして入管局といつしましては、外国人の管理を担当するわけでござりますから、その立場から見た場合には、行政の簡素化もさることでございますけれども、適正な入管行政の遂行というものが何よりもやはり第一目的でございまして、このような立場の相違から勧告と改正案との間の差が出てきたのではないだろうか。実は、四十九年十一月に答申がございまして、その遂行というものが何よりもやはり第一目的でございまして、このように捜査をする捜査機関でございまして、そういう観点から、この外登法といふものの中に刑罰規定がございまして、その違反があつてこれについて捜査をするという立場にあることは御承知のとおりでございまして、外国人の管理、処遇のあり方そのものについてどういふうにしてべきかということは必ずしも警察の所管に属すことではございませんが、せつかくの御意見を徴されたという機会に当たりまして、このいいった外登法という法律のあり方、すなわち外国人の公正なる管理、適切なる外国人に対する処遇といったような面から、特に適正に外国人を管理するという観点から、やはりこういった職業等のことについても条項を残すべきではないかといふ気がいたします。

いずれにいたしましても、私どもの方で当時この問題をもつと十分に検討した上で行監当局と連絡を十分していれば、あのような答申が出なかつたのではないかというところで、この点反省いたしております。

○稻葉（誠）委員 そうすると、日本にいる外国人というのは、ことに戦前からいる外国人たちは職業選択の自由というのではないのですか。

○小杉政府委員 職業選択の自由はもちろんございました。

○稻葉（誠）委員 そのとおりですね。これは警察

が非常に固執してがんばつたのです。そうする

と、行政監理委員会ではなぜ職業とか勤務所また

は事務所の名称及び所在地というものを省いてお

ういうふうなことによつて事実上職業活動について、制限をしているとは言えないけれども、一々届け出をしなければならぬということはおかしいのじゃないですか。非常に煩瑣になつてくるんであります。

ささらに、職業、勤務所の名称等これは私どもなぜ必要と考えているかと申しますと、職業及びこれとうらはらの関係にある勤務所の名称等といふも

のは、国籍、氏名などとともに外国人の身分関係事項を具体的に明らかにするための必要事項だというふうに考えるわけでございます。国籍はもちろんのことですが、氏名、職業、生年月日という幾つかのマルクマールがあるわけでございまして、これを具体的に私ども外国人の身分関係事項を明らかにする上での必要事項というふうに考えておるわけで、私どもの現在の行政の觀点から申しますと、外国人の資格外活動であるとか目的外活動というものを取り締まるべき立場にあるわけでございまして、そのような職業あるいは勤務先の変更というものが速やかに外登記の上に反映される必要があるということは自明の理ではないかと思います。

○稻葉(誠)委員 二つに分けたというのは、許認

可の法律が出たときに外国人登録法關係のものは

省いたのでしよう。省いて別のところだけ通し

た。外国人登録法關係がなぜ省かれたかといふ

と、これは私どもが内閣委員会と連絡をとつてや

つたことですから、いま言つたようなことが入つ

ていて、その他のこともありますけれども、特に

いろいろな変更届を市町村に出すのではなくて入

管事務所に届け出るようになつていていたでしよう。

非常に違ひどころまで行かなければならぬとい

うようないろいろな理由もあって、それでそれを

省いて別のところだけ通した、こういうことです

よ、二つに分けたという意味は。

そこで、いま外国人の管理ということを盛んに

言われるわけですね。そうすると、外国人登録法の

中にある条文を見ると、公正な管理とかなんとか

いう言葉が書いてありますね。それから戸籍法の

場合は日本人に対する関係ばかりでもないでし

う。戸籍法には「戸籍に関する事務は、市町村

長がこれを管掌する。」と書いてある。そうでし

ょう。それから住民基本台帳法を見る、目的

は、ややこしいことが書いてあるけれども「住民

に関する記録を正確かつ統一的に行なう住民基本

台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資

することを目的とする。」こういうふうに書いてあるわけですが、そうすると、この戸籍法については在日外国人特に在日朝鮮人なども含まれる、適用されるわけですか、住民基本台帳法も含まれるわけですか。

○小杉政府委員 ただいまお尋ねの点は私どもの

方の所管事項でございませんので、正確な御答弁

ができない次第でございます。

○稻葉(誠)委員 正確な答弁ができないと言つた

つて、そんなことは聞けばわかるでしょう。常識

じやないの、それは自治省でしよう。そ

れは自治省を呼んでないからあれかもわかりませ

んが、ここでは管理という言葉はないですね。

まず、管理という言葉の前にある登録という言

葉、登録というのは一体どういう意味なんですか。

これは住民基本台帳法によると、公証という

言葉もありますね。「住民の居住關係の公証、選

挙人名簿の登録」こうありますね。戸籍法では

「戸籍の記載」でしょう。これはどういうふうに

違うの。記載だとか公証だとか登録だとかいうこ

とはどういうふうに違うの。

○小杉政府委員 この登録と申しますのは外国人

登録法の四条に詳細な規定がございますが、外国人

人は第四条に書いてござりますような合計二十項目

について登録原票に登録するということになつ

ておるわけでございまして、なほ住民基本台帳法

は外国人には適用がないということのようでござ

ります。それから戸籍制度については、出生を除

き適用がないということのようでございます。

○稻葉(誠)委員 だから、登録というのは登録簿

に登録するんだ、そんなことはあたりまえの話な

んで、登録というのは行政法上、どういう行為を登

録というのですかと聞いているわけです。

○小杉政府委員 御存じのとおり、入管局長と申

しますのは法務省のその他の局長と違いまして判

事でもなければ検事でもない、ひどく法律には暗

い人間でございますのでお許し願いたいのでござ

いますが、結局登録と申しますのは、外国人に、

登録法の第一条に書いてございますように、外国

人居住關係、身分關係を明確ならしめるため

に、ここに記載がございますような二十項目につ

いて登録をさせることによって適正な在留管理に

資するということが目的になつていて行政行為で

ございます。

○稻葉(誠)委員 それはわかっているんですけど

どもね。まあそれはあなたに聞いてもあれで、そ

こまで細かい通告をしておかないとちが悪

いのですから、これ以上あれしませんがね。

そこで、ほくはこういうふうに思うのですが、

たとえば、これは刑事局長に聞いた方がいいのか

警察に聞いた方がいいのか、おまえ朝鮮人だろ

う、外国人登録証を見せろ、こう言つたときに、

いや私は日本人だ、こういうふうにがんばつたら

どうするんだ。

○鳴海説明員 お尋ねのような場合がないとは言

えないと思います。また現にあったかとは思いま

すが、その場合どのようになりますか、ここはしかく

その間の状況を合理的、客観的につまびらかにい

たしまして、その場その場に応じて対処するとい

うのが一般論であろうかと存ずる次第でございま

す。

○稻葉(誠)委員 だつてあなた、顔が似ているの

がいるよ。顔が似ていて、言葉だって同じなの

がいるよ。日本に生まれた人だから日本の言葉は

もうはつきりしている。そういうのを見ておまえ

朝鮮人だろうと言つたら、いやおれは日本人だ、

いやおまえは朝鮮人だとつて外国人登録証を見

せる、そんなもの持つてない、おれは日本人だと

言つてがんばつたら、それでおしまいかい、どう

するの。関東大震災のときのように、顔が朝鮮人

みたいだからといってどんどんつかまえちゃうの

か、あなた、これどうするんだ。

〔山崎(武)委員長代理退席、委員長着席〕

いまして、外登証の呈示を求める場合は、そ

のままでございませんのでございまして、その判

断をどのようにして得るのかということにつきま

しては、これはいろいろな要素があらうかと思ひます。その要素というのはその場その場でいろいろなことがありますからと思いますので、一般的に申しますならば、そういう状況を判断して呈示を

求めることにならうかと思うわけでござい

ます。

○稻葉(誠)委員 そうすると、警察官が呈示を求

める行為というのはどこに規定されておるのです

か。公安調査庁の調査官の場合は法律で職権とし

て規定されておるね。

○鳴海説明員 外国人登録法の第十三条の第二項

に、外国人人は、入国審査官、入国警備官などと並

びまして、警察官が「その職務の執行に当り登録

証明書の呈示を求めた場合には、これを呈示しな

ければならない」という規定があるわけでござ

ります。

○稻葉(誠)委員 そのままです。警察官が呈示を求

める行為といふのはどこに規定されておるのです

か。公務執行の場合は法律で職権とし

て規定されておるね。

○鳴海説明員 外国人登録法の第十三条の第二項

に、外国人人は、入国審査官、入国警備官などと並

びまして、警察官が「その職務の執行に当り登録

証明書の呈示を求めた場合には、これを呈示しな

ければならない」という規定があるわけでござ

ります。

○稻葉(誠)委員 そのままです。警察官が呈示を求

める行為といふのはどこに規定されておるのです

か。公務執行の場合は法律で職権とし

て規定されておるね。

○鳴海説明員 ななかむずかしいケースでござ

ります。

いまして、外登証の呈示を求める場合は、そ

のままでございませんのでございまして、その判

断をどのようにして得るのかということにつきま

しては、これはいろいろな要素があらうかと思ひ

ます。その要素というのはその場その場でいろいろ

なことがありますからと思いますので、一般的に申

しますならば、そういう状況を判断して呈示を

求めることにならうかと思うわけでござい

ます。

というものはどこからくるのですか。外国人が日本へ来の場合、旅券を持っていなければなりませんね。すると、旅券を持っていなかった場合の罰則と比べるとどういうふうになっています。違いますか違いませんか。旅券法の規定との関係はどうなっています。

○小杉政府委員 実は旅券法の規定をただいま手元に持つておりますので、旅券等を所持する必要はないという制度をとつておる。旅券等の呈示義務

は、主として短期間本邦に在留する者の入国許可の有無であるとかあるいはその内容を把握することができますか違いませんか。旅券法の規定との関係はどうなっています。

○小杉政府委員 実は旅券法の規定をただいま手元に持つておりますので、旅券等を所持する必要はないという制度をとつておる。旅券等の呈示義務

は、主として短期間本邦に在留する者の入国許可の有無であるとかあるいはその内容を把握することができますか違いませんか。旅券法の規定との関係はどうなっています。

○小杉政府委員 私の聞いているのは、そういう意味でなくして、旅券法の罰則があるでしょう。旅券法で、旅券を持っていない場合の罰則があるのかないのか。それと、外国人登録証を携帯していない場合の罰則とはどういうふうに違うのかと聞いているわけです。

○小杉政府委員 外登証の場合は、當時携帯、呈示義務違反に対する罰則は御存じのとおり「一年は罰金一円」ということになつております。

○稻葉(誠)委員 そうすると、罰金一円では逮捕できませんね。罰金二万五千円以下の場合には逮捕できないでしよう。これは刑事訴訟法に書いてあるんだから間違いないね。どうしてそんなに違うのか。

○稻葉(誠)委員 これは結局制度の趣旨、目的に応じまして違反に対する刑罰が異なっている例であります。

出入国管理令上の旅券等の不呈示罪との関連で申し上げますと、現行の外国人登録法では、本邦に六十日以上在留する外国人に登録義務を課しておるわけでございます。それで、交付されました

登録証明書の常時携帯を義務づける一方で、登録証明書を所持していれば旅券等を所持する必要はないという制度をとつておる。旅券等の呈示義務

は、主として短期間本邦に在留する者の入国許可の有無であるとかあるいはその内容を把握することができますか違いませんか。旅券法の規定との関係はどうなっています。

○小杉政府委員 在留許可の有無及びその内容のみならず、日本に在留しております間の身分関係、居住関係等をも把握する、より広範な制度でございますので、両者の罰則に差異があるのは当然ではないかというふうに考えておるわけですが、登録証明書の場合は、在留許可の有無及びその内容のみならず、日本に在留しております間の身分関係、居住関係等をも把握する、より広範な制度でございます。

また、一年以内の懲役または禁錮という法定刑も、諸外国の例に従つますと必ずしも重過ぎることにはなつておらないのでござります。

○稻葉(誠)委員 だれども、登録証明書の常時携帯、呈示義務というのは外登法十三条ね。それの違反に対する罰則がありますね。これは日本に戦争前からいる人、そしてそれが自分の意思ではなくて日本人でなくなつた人、こういう人に対して

かしいのじゃないですか、しかもこんな重い罰則をつけて。これは法律ができたときにそこまで細かく精密にやる時間がなかつたもので、全部罰則を一緒にしちゃつたんですよ。全部罰則は一緒にどうするとか、移動したり居住したりするのに色々な点からいつてもこれは当然外すべきだ、こういうふうに思つたんです。

○稻葉(誠)委員 「常にこれを携帯していかなければならない」という意味は、ふろに行くのでも海水浴に行くのでもどこでも持つていいわけじゃない、夏なんか暑くて上着を脱ぎますからね、こういうときでも持つていなければいけないというふうにやつているようです。これは実におかしなやり方で、私は、少なくとも戦前から日本にいる外国人、自分の意思でなくて外国人になつた人、日本人であつて外国人になつた人、これについては当然省くべきだ、こういうふうに思つたわけです。

○小杉政府委員 常時携帯の常時という意味についても申しますと、登録証明書を常時携帯しなかつたり呈示しなかつたということで逮捕されたり起訴されたりしたいろいろな例がありますね。それはどの程度ありますか、不携帯ですね。これは前に私は参議院にいたときに質問したことがありますけれども、それはちょっと古い資料ですから、さらに新しい資料があると思います。それはどの程度このところありますか。

○鴻海説明員 登録証明書の不携帯の事案の件数でございますが、最近の例を申し上げますと、昭和五十三年が三千七百三十六件、五十二年が三千七百七十三件、五十一年が三千五百八十三件、五十年が三千三百九十六件となつております。これは全外国人についての数字でございます。

○稻葉(誠)委員 いま言つた数字は不携帯ですか。これが現実にどういうような処分を受けてお

あるいは繁雑かもしませんけれども、そういう人たちは元来日本人だったのですからね。元来日本人であった者が戦争に負けて自分の意思によらないで外国人にされてしまった。国籍選択の自由も与えられないでなつてしまつたというのですから、一般的の外国人とは当然区別されなければならぬ、こういうふうに私は思うのです。

そこで、これは國際人権規約のB規約の第十二条、居住、移動及び出國の自由というのがありますね。だから、國の中にいて移動の自由と居住の自由というものは権利を持つてゐるわけですよ。そうすると、移動したり居住したりするのに色々な点からいつてもこれは当然外すべきだ、こういうふうに思つたんです。

○稻葉(誠)委員 「常にこれを携帯していかなければならない」という意味は、ふろに行くのでも海水浴に行くのでもどこでも持つていいわけじゃない、夏なんか暑くて上着を脱ぎますからね、こういうときでも持つていなければいけないというふうにやつしているようです。これは実におかしなやり方で、私は、少なくとも戦前から日本にいる外国人、自分の意思でなくて外国人になつた人、日本人であつて外国人になつた人、これについては当然省くべきだ、こういうふうに思つたわけです。

○小杉政府委員 それで實際には例として、登録証明書を常時携帯しなかつたり呈示しなかつたということで逮捕されたり起訴されたりしたいろいろな例がありますね。それはどの程度ありますか、不携帯ですね。これは前に私は参議院にいたときに質問したことがありますけれども、それはちょっと古い資料ですから、さらに新しい資料があると思います。それはどの程度このところありますか。

○稻葉(誠)委員 どうじやないのですよ。ふろに行くのでもどこでも持つていいわけじゃない、夏なんか暑くて上着を脱ぎますからね、こういうときでも持つていなければいけないというふうにやつしているようです。それは実におかしなやり方で、私は、少なくとも戦前から日本にいる外国人、自分の意思でなくて外国人になつた人、日本人であつて外国人になつた人、これについては当然省くべきだ、こういうふうに思つたわけです。

○小杉政府委員 それで實際には例として、登録証明書を常時携帯しなかつたり呈示しなかつたということで逮捕されたり起訴されたりしたいろいろな例がありますね。それはどの程度ありますか、不携帯ですね。これは前に私は参議院にいたときに質問したことがありますけれども、それはちょっと古い資料ですから、さらに新しい資料があると思います。それはどの程度このところありますか。

○稻葉(誠)委員 どうじやないのですよ。ふろに行くのでも海水浴に行くのでもどこでも持つていいわけじゃない、夏なんか暑くて上着を脱ぎますからね、こういうときでも持つていなければいけないというふうにやつしているようです。それは実におかしなやり方で、私は、少なくとも戦前から日本にいる外国人、自分の意思でなくて外国人になつた人、日本人であつて外国人になつた人、これについては当然省くべきだ、こういうふうに思つたわけです。

○小杉政府委員 それで實際には例として、登録証明書を常時携帯しなかつたり呈示しなかつたということで逮捕されたり起訴されたりしたいろいろな例がありますね。それはどの程度ありますか、不携帯ですね。これは前に私は参議院にいたときに質問したことがありますけれども、それはちょっと古い資料ですから、さらに新しい資料があると思います。それはどの程度このところありますか。

○鴻海説明員 登録証明書の不携帯の事案の件数でございますが、最近の例を申し上げますと、昭和五十三年が三千七百三十六件、五十二年が三千七百七十三件、五十一年が三千五百八十三件、五十年が三千三百九十六件となつております。これは全外国人についての数字でございます。

○稻葉(誠)委員 いま言つた数字は不携帯ですか。これが現実にどういうような処分を受けてお

りますか。

ということは、この検察統計年報によりますと、全体に登録法違反についてはほかと比べて起訴率が非常に低いわけです。三割ちょっとと少しもく昔は起訴率が非常に低かったのだけれども、とにかく昔は起訴率が非常に多いですね。それから

高くなっていますね。いまはどのくらいになつておられますか。いまはどのくらいになつておられるか、七割くらいになつておられるのかな。とにかく昔は起訴率が非常に低かったのだけれども、

その中で起訴猶予が非常に多いですね。それから犯罪の嫌疑なしも相当ある。こういうことですね。そこら辺のところはどういうような数字になつておりますか。いまの五十年、五十一年、五十二年、五十三年に対応できればいいのですけれども、対応できなければできないで構いません。いま急にそう言われてもあれでしようから、わかっている数字で結構です。

○前田(宏)政府委員 全般的な起訴率でござります。起訴率と言いますと起訴と不起訴を分母にいたしまして分子が起訴ということでございますが、たとえば刑法犯で言いますと六四%ぐらいでございまして、道交法違反になりますと九七%ぐらいになるわけでございます。その他の特別法犯、これが全体で七四・五%ぐらいになつております。その中に含まれます外国人登録法違反、この起訴率が大体五六%ぐらいということでござります。しかしながら検察統計の上では、外国人登

録法の中でしたとえばいま御指摘のような不携帯だけといふような罪種別の統計をつくつておりませんので、不携帯の起訴率というものは統計的には把握されていないわけでございます。

○福葉(誠)委員 これは検察統計年報からとった数字を見ると、いままでの全体の外国人登録法違反、一番多いのが登録の切替不申請ですか、不携帯がその次に多いわけですが、登録法違反事件検察厅処理別内訳というものが検察統計年報に出ているのを見ると、起訴率は三〇%から二〇%台。昭和三十年かな。これは大分古いやつですがね。一九五五年から六年までのを見ると、こういう起訴率なんですね。それは起訴率がいつごろから五

十何%になつてゐるのですか。それはずいぶんあります。

いように思うのですがね。全体の平均は、いま言った一般の刑法犯、道交犯全体をまとめて起訴率が大体大ざつぱになつておるのでは何%の起訴率ですか。それから見ると、いまの外国人登録法の起訴率がこの統計では三十何%になつておるのだが、いま言つた五十何%ですか、数字ははつきりしませんが、いずれにしてもほかと比べて低い

ですね。これはどういうわけでしょうか。

○前田(宏)政府委員 お尋ねの前提の三十年代の起訴率と比べて最近高いではないかということでございますが、ちょっとと三十年代の数字を持ち合

わせておりませんので、それ自体には的確にお答えができないわけでございます。

最近の、たとえば五十三年の数字を先ほど申したわけでおざいますけれども、その起訴率が一般のものに比べて低いということ、それはほどしさいに分析したわけではございませんけれども、やはり罪質といいますか、その他の特別法犯の中には大変重いものもちろん含まれておるわけでございまして、一般的に見て登録法違反というものが一年は重いといふような御議論もございますけれども、他の特別法犯に比べれば法定刑としては低いものもあるといふようなことが若干起訴率の低い理由になつておるんじやないか、かようと思います。

○福葉(誠)委員 いま言つたのは、私は検討しておいてくれと言つて資料をあなたの方に渡したはずですよ。その中には、検察統計年報の資料が昭和三十年からかな、古いけれども出ているわけであります。ずっと七年間の資料が出ていてます。これは古い資料ですからあれですが、そのときは三〇%から二〇%、二八%台ですよ。多いときでも三八%

かなか、こういう段階です。いざれにいたしましても、いま言つた外国人登録法の中で特に不携帯なり提示義務違反といふものについては、体刑請求がどの程度とか罰金請求、それから不起訴、嫌疑なしということになつてどうしてこんなに不起訴が多いのか。普通、特別法については不起訴がないということが前提なんじやないですか、検察事務

てくると、圧倒的に不起訴が多いんじゃないですか。

か。罰金までいかないものが多いんじゃないですか。その統計は当然あるはずじゃないですか。そうでないと、この条項が、一年以下の懲役または禁錮または三万円以下の罰金刑というものに処するの

が一体妥当か妥当でないかということがわからぬわけですよ。実際の運用がどうなつておるかと聞いてみると、ごみがわいてくるんです。あれで件数がうんとふえるわけですよ。昔は警察な

いうことがわからない。この点についての実際の運用はどうなつてますか。

○前田(宏)政府委員 おしかりを受けるかもしれませんけれども、先ほども申しましたように、検察統計の上では、外国人登録法の中の罪種別と申しますかそれは統計的に把握してないわけでござります。

たとえば五十三年で申しますと、通常受理人員が一万四百六十六でございまして、そのうちの起訴が五千二百二十四、その中で求公判、公判請求が三百三十一、略式請求が四千八百九十三。それから片方の不起訴でございますが、不起訴が三千九百八十六、そのうちの起訴猶予が三千八百五十六とほとんど大半でございますが、そういう数字になりますと、それを起訴と不起訴で起訴率を出しますと先ほど申し上げた五六%ぐらいになる、こういうことでござります。

○福葉(誠)委員 ということは、外国人登録法の調べで検察へ送るものが非常に多いということですね。多いと言うと語弊があるかもわかりませんが、その数の中でも不起訴になるものがほかの例と比べて非常に多いということは、この登録証を持つておるか持つてないかということに対する取り

訴といふことは原則としてないんだ、こういうことをわれわれは教わってきた。いまでも恐らくそ

うだと思ふんだな。こんなにも不起訴があるといふことは、いかに取り調べというか検査が大きっぽいというか乱用されて行われているか、このことを意味しておる。それ以外に考えられないんじやないです。

だから私の聞くのは、取締法規については不起訴といふことは原則としてないんだ、こういうことをわれわれは教わってきた。いまでも恐らくそ

うだと思ふんだな。こんなにも不起訴があるといふことは、いかに取り調べというか検査が大きっぽいというか乱用されて行われているか、このことを意味しておる。それ以外に考えられないんじやないです。

○前田(宏)政府委員 福葉委員がかつて御在職中と言うと失礼でございますがそういうふなことがあつたかどうか、私はよく存じませんけれども、特別法犯でありますからといって不起訴がないということはないわけですが、私はよく存じませんけれども、当然それの事案に応じて起訴すべきは起訴し、不起訴にするものは不起訴にするといふことでやつてきているはずでございます。

ただ逆に、いまおっしゃいましたように、登録法違反で不起訴が多いんじやないかということでございますが、これは一面から言いますと先ほど

の上からおいて。昔、清涼飲料水を逆さまにする

と、ボウフラはわかないけれども、ごみがわくでしよう。あれをやると全部起訴できるわけだ。それで件数がうんとふえるわけですよ。昔は警察な

んか事件が足らなくなるとあれをやってきたんだが事件が足らなくなるとあれをやってきたんだが一体妥当か妥当でないかということがわからぬわけですよ。実際の運用がどうなつておるかと聞いてみると、ごみがわいてくるんです。あれを件数にしてふやしてくる、みんな罰金取れるわけです。昔はそれで事件をふやしてきたんです。

いまは違うでしようけれども、特別法については取締法規なんだから不起訴はないというのが前提でしよう。それはそうでしよう。それは検察の第一原則ですよ。にもかかわらず、これだけ不起訴であります。それは統計的に把握してないわけでござります。

たとえば五十三年で申しますと、通常受理人員が一万四百六十六でございまして、そのうちの起訴が五千二百二十四、その中で求公判、公判請求

が三千九百八十六、そのうちの起訴猶予が三千八百五十六とほとんど大半でございますが、そういう数字になりますと、それを起訴と不起訴で起訴率を出しますと先ほど申し上げた五六%ぐらいになる、こういうことでござります。

○福葉(誠)委員 ということは、外国人登録法の調べで検察へ送るものが非常に多いということですね。多いと言うと語弊があるかもわかりませんが、その数の中でも不起訴になるものがほかの例と比べて非常に多いということは、この登録証を持つておるか持つてないかということに対する取り

訴といふことは原則としてないんだ、こういうことをわれわれは教わってきた。いまでも恐らくそ

うだと思ふんだな。こんなにも不起訴があるといふことは、いかに取り調べというか検査が大きっぽいというか乱用されて行われているか、このことを意味しておる。それ以外に考えられないんじやないです。

だから私の聞くのは、取締法規については不起訴といふことは原則としてないんだ、こういうことをわれわれは教わってきた。いまでも恐らくそ

うだと思ふんだな。こんなにも不起訴があるといふことは、いかに取り調べというか検査が大きっぽいというか乱用されて行われているか、このことを意味しておる。それ以外に考えられないんじやないです。

○前田(宏)政府委員 福葉委員がかつて御在職中と言うと失礼でございますがそういうふなことがあつたかどうか、私はよく存じませんけれども、当然それの事案に応じて起訴すべきは起訴し、不起訴にするものは不起訴にするといふことでやつてきているはずでございます。

ただ逆に、いまおっしゃいましたように、登録法違反で不起訴が多いんじやないかということでございますが、これは一面から言いますと先ほど

反面から言いますと、検察当局といたしましては、

事案の軽重といいますか内容に応じて情状が酌量すべきものというものについて適切な処理をするということから、当然起訴しなければならぬといふことではなくて不起訴にしてよろしいものも相当入っている、そういうむしろ運用よろしきを得ているんじゃないかというような感じさえするわけでございます。

○福葉(誠)委員 そうすると、起訴猶予にしたものはどんな例がありますか。

○前田(宏)政府委員 そう詳しく述べ承知しておりますけれども、いろいろと、手続違反のことでおざいますから、本人がうつかりして手續が若干おくれたというようなこともございましょうし、また外国人全般について申しますと、国内法につませんけれども、いろいろと、手続違反のことでおざいますから、本人がうつかりして手續が若干おくれたというようなこともございましょうし、それとも直ちに是正措置がとられているというようないふな場合に、そういういふ状況といいますか有利な情状に当然入るのじゃないかと思います。

○福葉(誠)委員 それは切替のときがおくれたとかなんとかいう場合には市町村が告発しなければならないわけです。告発義務を課しているわけですから、もうむやみやたらに告発というか通知せざるを得ないから、だから件数がふえちゃって、そこで、こんなものということでお不起訴にしちゃう場合があるのですが、私の言うのは、いま言つた携帯、呈示義務の問題に関連して、これはそこだけ統計をとつてないといふからわかりませんが、いま、ふろ屋に行つた場合だと野球をやり行つたときに持つてなかつたとか、夏暑いのでつい上着を脱いで持つてなかつた、そういうような場合にまで事件として送つてあるわけですよ、警察が。だからこういうふうに起訴猶予がふえているんだ、こういうことなんですよ。だから捜査というか、ことに在日朝鮮人に対する管理というか——管理じゃないんだな、取り調べといふか彈圧というか、そういうふうなものが露骨に行われておるんで、行き過ぎているからこそ、こういう不起訴が多いんだ、こういうことになると私は思

うわけですね。

そこで、この条文は罰則が全部一緒ですね。これははどういうわけなの。率直に言うと、そこまでつくったのでしょうか、アメリカから言われて。ど

うなの、これは。こんな全部のものが一緒に罰則つくるのでしよう。この法律は急に

検討する暇なかつたのでしよう。この法律は急につくったのでしょうか、アメリカから言われて。ど

うなの、これは。こんな全部のものが一緒に罰則つくるのでしよう。この法律は急に

つくったのでしょうか、アメリカから言われて。ど

うなの、これは。こんな全部のものが一緒に罰則つくるのでしよう。この法律は急に

することは、そういうものを反復しておって、常習犯という言葉になるかどうかと思いますけれども、そういうような場合は大変悪質だらうと思ひます。

○福葉(誠)委員 登録証明書を持つていなかつたので常習犯というのはちょっとよくわかりませんが、登録証明書を持つていなかつたから懲役一年にするなんて、そんなばかなことはあります。全部一緒だもの。急につくつた法律じゃないの、これは。

○前田(宏)政府委員 罰則のことです。ただ私の感じいたしましては、いま御指摘のようになりますから、立案をされましたのは法務省の中でございますけれども人管当局であるわけでございます。

○福葉(誠)委員 何かアメリカから言われて一夜づくりでつくつた法律があるな。あれは何だつたけな。防衛庁の何か罰則ですね。あれは陸軍刑法を翻訳して一晩徹夜してつくつたんじゃないですか。一晩だか二晩だか徹夜してつくつたんだ、辻辰三郎氏がそういうふうに言っていたよ。陸軍刑法と防衛庁の罰則を比較してみたら防衛庁の方が一つだけ重いのがあるが、あとはほとんど陸軍刑法を写してしまつたんだ、徹夜してやつたんだとこの前言つてたよ。それはうだれども、これは十分な検討を経てないんですよ。これは非常に乱暴な罰則のやり方だ、こういうふうに思います。

これについては、こんなことで一年以下の懲役、禁錮なんということをする必要はないですか。

だから、これは何も登録証明書を持つていなくたつて、そのこと自身は二万五千円以下の罰金で済むことですよ。そんなことじゃないですか、軽いことじゃないですか。さつき言つたのは、旅券持つていらない場合一万円でしょ。それから見たつて、この条文は二万五千円以下の罰金で逮捕できぬでしょ。どうですか。

○前田(宏)政府委員 法定刑と刑事訴訟法の逮捕要件と申しますかそれとは実質的には相関関係にあるわけでございますけれども、法定刑を定める場合にはむしろその罪質というものを見て決めるわけでございますので、逮捕できるかできないかそれだけのウエートがあるんですか。そんなこと

ですか。その人が何か別のことをやつてあるといふならこれはまた別だけれども、登録証明書を持つていなかつたということで懲役一年になる、一体

いつか、むしろ逮捕するためには法定刑を重くするということはないわけでございます。

○福葉(誠)委員 まだそんなことは聞いてないのです。ぼくの言うのは、二万五千円以下の罰金だけの場合には刑事訴訟法の条文で逮捕できないん

じやないですかと聞いているのです。

○前田(宏)政府委員 結果的にはそういうことに相なるわけでございます。

○福葉(誠)委員 結果的ではないよ。そういうふうに条文に書いてあるのだから、それは結果もへつてくれもないよ。

そこで、結局これは登録証明書を持つていないことから逮捕をするためのこういうようないふな罰則を並べておるわけですよ。そしてその中からほかのものを引っ張り出そうということでこの条文が引き上げておる、罰則が引き上がつておる、こういうことですよ。事実問題として、この前あれを持っていないというので密入国の人たちが必ずいぶん発見されたという例もあるわけでしょう。ことに金大中事件のときだよ。金大中事件のときに関西方面一帯に特別警備をやつたものだから、そこで徹底的に、この条文に基づいて朝鮮人に向かって外国人登録証を持つていてないかというのを全部調べたわけだ。そうしたら前あれを持っていないといふにかがいて、それが密入国だとういうことが部分的にわかってきて、ということもあって、この条文はありがたい条文だ、あなたの方向で持っていいない人なんかがいて、それが密入国だとういうことが部分的にわかってきて、ということもあっておきたいということになつていてるんじゃないですか。

だから、これは何も登録証明書を持つていなくたつて、そのこと自身は二万五千円以下の罰金で済むことですよ。そんなことじゃないですか、軽いことじゃないですか。さつき言つたのは、旅券持つていらない場合一万円でしょ。それから見たつて、この条文は二万五千円以下の罰金で逮捕できぬでしょ。どうですか。

○前田(宏)政府委員 特に在日朝鮮人を敵視してこれらをまるで犯罪者のような前提で扱つておるというふうに考えられるのですね。この条文は私は納得ができないわ

それから、犯罪の嫌疑なしというのも相当ありますね。古い例かもしれませんけれども、犯罪の嫌疑なしというのもほかのものと比べると相当あるんだな。これはどういうわけですか。

○前田(宏)政府委員 犯罪の嫌疑なしということをございますから、要するに証拠が不十分だとうしか申し上げようがないわけでござります。

○福葉(誠)委員 いやいや、そんなことを言つているんじゃないよ。犯罪の嫌疑なしというのもあるし犯罪が成立しないというのもあるけれども、そういうのが外国人登録法にはほかの特別犯と比べて多いのではないですかと聞いているわけですね。

○前田(宏)政府委員 先ほど数字で申し上げましたように、登録法違反についてはむしろ嫌疑なしの方が少ないというふうに理解しております。

○福葉(誠)委員 それは何に比べて少ないのである。不起訴の中で起訴猶予が多いということを申したつもりでございます。

○福葉(誠)委員 起訴猶予が多いというのはわかつたのですが、そうすると、他の特別法犯というのは何のことと言つているの。

○前田(宏)政府委員 ちょっと御趣旨をとり違えているかもしれませんけれども、一般に起訴猶予とその他の不起訴がございますが、それはそれなりの分布状態になつてているわけですけれども、登録法違反は先ほど申しましたように非常に起訴猶予の方が多い、率が高いということをございます。

○福葉(誠)委員 それはわかつたんだけれども、いまあなたのおっしゃったのは、他の特別法犯に比べて犯罪の嫌疑なしのが少ないということなのでしょう。そうすると、他の特別法犯というのは何だと聞いているわけです。道交法ですか。

○前田(宏)政府委員 他の特別法犯という言葉は私ども統計的によく使うのでつい使うわけでございますが、特別法犯の中道交法違反を除いたも

のを他の特別法犯というふうに言っているわけでございます。  
そういうことで道交法を除く特別法犯全体から見て、外国人登録法はその中に含まれるわけでござりますから、全体の中から見て登録法違反はほかの場合よりも違うのではないか、こういうことでございます。  
○福葉(誠)委員 道交法はいや、これは別枠だ、わかった。  
そうすると、道交法以外の特別法犯といふものがいろいろあるわけですね。いまは何があるんだろうね。いまは減っているんじゃないですか。特別法と言つたって、古物商取締法だと質屋取締法だと大麻の取締法とか、大麻の取締法は特別法かな、いろいろなのがありますね。そうすると、そういうふうな中で嫌疑なしというふうなもの、まあ嫌疑なしか嫌疑不十分か両方含んでいるのか知りませんが、ほかの特別法犯のどういうものと比べてこの外国人登録法の場合は嫌疑なしが少ないというのですか。そんなことまで統計に出でないでしよう。  
○前田(宏)政府委員 同じようなお答えになるかもしれません、いま検察統計そのものを持ってきておりませんので登録法だけメモしてきましたのでありますから、その他の特別法犯はたくさんあるわけでございます。いまおっしゃいました大麻に限らず、覚せい剤にしても麻薬にしてもいわゆる特別法犯でございますから、その他もろもろということしか申し上げられないわけでございます。  
○稻葉(誠)委員 それじゃ議論をやつしていくても同じことですからしょうがありませんけれども、不起訴が非常に多いということは、特別法犯については、あなたたはいろいろな条件で不起訴をあらと言つけれども、それはありますよ。ないことはないけれども、特別法犯については不起訴はできないだけしないようにしないと、取締法規なんだから、取締法規には不起訴というのは原則としてないのだというような形にしないと、せつかく取

り締まつたのに効果がないんだ、こういう意味で今まで実際には運営されてきてるのではないですか。普通法は別ですよ。そういうふうにずっと来ているように、私の経験だけでなくその後のいろいろなあれからも聞きますがね。まあそれはいいでしょ。

そこで問題にするのは、だからこれを私が言うように二万五千円以下の罰金ということになれば逮捕ができないわけですね。これは刑事訴訟法に書いてある。ちょっと待って、できるのかな。だから、そういうことになぜこの登録証明書の不携帯や何かをしないのかと聞いてるのですよ。それはどうですか。

○前田(宏)政府委員 先ほど稲葉委員の御指摘で当然のような感じがいたしまして申し上げたわけですが、もう一度改めて罰金等臨時措置法を見直してみますと、たとえば刑訴の百九十九条の関係で現在五百円以下の罰金、こうあるわけでございまが、それは百九十九条の関係でその他の罪につきましては八千円以下の罰金というふうに読みかえられておるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 まあどうでもいいですけれども。五十円のものは五十倍になるのではないですか罰金等臨時措置法で。だから五十倍だから二万五千円になるんぢゃないの。どうでもいいや、それは大したことないから。

いずれにしても、八千円かどうか知りませんけれども、単に登録証明書を持つてなかつたということ、そのことだけで逮捕する必要はないのですって、これはもうほかの目的があるからこそそういうふうに逮捕できるようにしてるので、このことは逮捕できないような罰金だけの条文というものに当然してもいいのではないか、こう聞いてるわけですよ。そういうふうなことをやると何か不都合があるのですか。それは入管行政上不都合があるのである。これは密入国か何かを発見するためでしよう、恐らく。そういうためにこういう条文で逮捕できるようにしてあるのですか。その他のことに利用するためにしてあるのですか。

○前田(宏)政府委員 ます委員の御質問の中で一百倍ですか……(稲葉委員「五十倍ですよ」と呼ぶ)失礼しました。一般的に罰金等臨時措置法で法定刑そのものの罰金額をそういうふうに上げる場合のこととございまして、刑事訴訟法の五百円とか千円とかいろいろあるわけござりますが、そういうものについては別の規定がありまして、読みかえ規定があるのでさつきのようなことになりますということをまずお断りをさせていただきたいわけでございます。

それから先ほど申しましたように、法定刑を決めます場合に、その法定刑はやはりその罪質と申しますかそれをにらんで決めるものでございまして、逮捕できるために重くするとかあるいは逮捕できまいために軽くするというようなことはいさか本末転倒の議論ではないか、かのように思いました。

○稲葉(誠)委員 その本末転倒の議論が、そのためにこれは重くしてあるのだというのがこちらの言い分ですよ。外国人登録証明書を持つてないということでお懲役一年で逮捕するなんて、あなた、そんなばかな話ないですよ。文明国でそんなこと考えられないことですよ。いわんや旅券の場合は罰金一万円でしきょう。旅券を持つていないと場合に逮捕できるのですか。

○小杉政府委員 先ほど来刑事局長との間で刑罰関係の議論がいろいろございましたが、私どもこの関連で申し上げておきたいのは、ただいまの刑罰が一律に違反に対し一年以下の懲役または禁錮もしくは三万円以下の罰金ということになつております、これが余りにも画一的であるという議論につきましては、私どもなるほどと思わせられる点がござりますので、将来の外登法の抜本的改正の際に、やはり実質的な現行の外国人登録制度を最も担保するために必要な事項にかかわる罪としからざるものとの間に格差を設けるという方向での検討を進めてみたいと考えております。

それからさらに具体的に、これは登録証明書に限るわけではありませんけれども、諸外国の法令

の立法例、これもやはり非常に参考になるのでははないかと思うのでござりますけれども、たとえば西ドイツの例で旅券、滞在許可等を有することなく入国した者は滞在する者に対しまして一年以下の自由刑または罰金であるとか、それから過失犯についても六ヶ月以下の自由刑または罰金、それから故意または過失により滞在を遅延なく届け出なかつた者については五千ドイツ・マルク以下の罰金ということをやつております。それからフランスでは、滞在許可書の不所持に対しましては一ヶ月以上一年以下の禁錮及び百八十ないし三千六百フランの罰金というような罰則が設けられております。さらに英國の例では、入国または滞在の許可を有せず、条件に違反し、虚偽不実の申し立て、証拠書類の不実記載、行使、証明書類の提出に応じない者等に対しましてやはり六ヶ月以下の禁錮または二百ポンド以下の罰金というような例がございまして、オランダでも六ヶ月以下の拘禁刑、米国の登録不申請、指紋不申請、拒否、虚偽申請等は千ドル以下の罰金または六月以下の懲役というふうな規定がございまして、わが国の現在の一年ないしは三万円というのが國際的に見て必ずしも不当に重いということではないのではないかろうかという気がいたします。

○稻葉(誠)委員 それは各国それぞれの事情があるわけで、特にヨーロッパなりアメリカの場合はちょっと違う事情があるのですよ。それはイミグレーションの問題があるわけです。日本と事情が違うのですよ。だからそれは余りここで言うわけにいきませんけれども事情が違うのですから、そのことであれこれするわけにはいかないし、またそれが具体的にどういうふうに行われているかとそういうことも、ただ条文だけではいかぬというふうに思うのです。

そこで次の問題に入りますと、第十四条で指紋の押捺義務というものを課しておりますね。これは、指紋というものに對して各國の受け取り方が非常に違うわけでしょう。中国などは指紋を押させられることは非常な屈辱というふうに考えてお

○福葉(誠)委員 指紋の問題については、ずっと前に、いま言った外国人登録令が法になつたところいろいろ来ておられます、いまだかつて一度も指紋の問題について苦情を受けた記憶がございません。

ささらに、この指紋制度なるものが確かに犯罪搜査との関連においてしばしば問題になる。したがつて、外国人登録の際に指紋を押すことは犯人扱いをされるのだという考え方もありのようでありますけれども、これは国によってそれぞれ考え方もいろいろ違うようです。同じ中國の例を見ましても、私ども経験しております限りでは、台湾の方の場合に若干指紋押捺と犯罪との絡みというものを強調される面があるようでございますが、中国本土の方からはたとえば留学生等いうふうに私は聞いておるのですが、特に何もこの指紋の押捺義務を課して犯人扱いをするという制度は必要ないのでないですか。どうしてこんなことをやるようになつてきたのですか。

○小杉政府委員 この指紋の押捺制度が導入されましたのは、現行の外国人登録法が施行された時期と一致するわけでございますが、それに先立つ外国人登録令でございますが、あの当時には指紋押捺の制度がなかつたために、他人名義の外登証の売買とか、要するにそのたぐいの不正行為というのが非常に頻発した。それをその後、指紋押捺制度を導入した結果、いわゆる他人名義の不正使用というような問題が激減したという実際上の経緯があるのでございます。

それで、この指紋押捺制度の眼目というのは、やはり指紋を押すことによりまして偽造、変造を防止するということが第一であります。同時に、所持人みずからにつきましても登録証明書の正当な保持者であるということを立証する上で非常に確実な手段になるわけでございまして、私どもとしては登録証明書への指紋押捺はやはりめるわけにはまいらないというふうに考えております。

かな、参議院で羽仁五郎さんが非常に詳しい質問をしていました。あれはなかなかいい質問だと思います。これは一体あらゆる人にやる必要があるのですか。これはアメリカ人にもやっているのですか。アメリカ人、女人なんかにも全部指紋やらせていいですか。そうですか。よくアメリカ人なんか、そういうプライドの高い人が簡単に指紋を押しますね。

そこで、たとえば国際人権規約のB規約七条で言うと、何人も非人道的な著しく品位を傷つける取り扱いを受けないという規定がありますね。やはり指紋を押すということは犯罪人扱いなんで、非人道的なそして著しく品位を傷つける取り扱いになるのじゃないですか。これはどうなの。ぼくらだったら、指紋を押せと言わされたら実に屈辱に感じる。扱いが犯罪人ですものね。

この点から言つても、それは犯罪人捜査にはあれかもわからぬけれども、少なくとも戦争前から日本において、日本人と同じ人に對してまで、ことに一二六関係の人ですね、そういう人に対してもそこまでの義務を外していいのじゃないかと私は思いますが、それはどうですか。

○小杉政府委員 現在の外国人登録法上の指紋押捺の義務がいわゆる非人道的な著しく品位を傷つける取り扱いになるかどうか、これは主觀の相違で、私どもはそのようなことにはならないと考えておりますが、ござります。

現に、これはアメリカの例でございますが、アメリカのいわゆる外国人永住者カードというものが外国人の永住者に發給されておるわけでございますが、これは数年前に指紋制度をやめたことがござります。その結果何が起つたかと申しますと、やはり他人名義のカードがいろいろ売買されたり不正使用が非常にふえたということで、つい最近また指紋制度を復活させるという措置をとった実例がございます。

勤務所または事務所の名称及び所在地の問題、これについては、私も最初聞いたときに、これは法務省当局の要求ではなかった、警察当局が固執して、どうしてもこれを入れてくれとがんばったので入れた、固執という言葉はないけれども、そういう意味の答えがありましたね。

そこで、たとえば勤務所または事務所の所在地、これは日本の場合で、在日朝鮮人でもそうですが、たとえば勤務地あるいは住所といふものを複数持つということは認めて考へておるわけですか、その点はどうなんですか。住所については主觀説とか客觀説とかいろいろありますね。だけどころは、複数で持つてもいいということがありますか。

○小杉政府委員 もしもそういう例があるとすれば、やはり主たる住所あるいは主たる事務所ということになろうかと思います。複数ある場合、主たる事務所、勤務地ということになろうかと思います。

○福葉(誠)委員 これは近代生活が進んでくるにつれて、複数の住所を持つことは常識的になつて

いる場合が相当ふえているわけです。たとえば前に尼崎で非常に警察がやつた例があります。これは昔のことです、私はずっと前に質問したことですから繰り返しませんが、住んでいるところが、お店があつて、私の記憶では事實上お店に住んでいたわけです。そうしたら、住所と住んでいたところが違うと言つて、警察が行つて引っかき回して逮捕したという例があるのです。結局起訴猶予になりましたよ。これは尼崎の例だと私は記憶しています。そういうことで、このことのためにはこれを悪用する可能性が非常にあります。これは考へなければいけない、こう思うのです。

もう一つの例は、これは私もよくわからぬのです。

「市町村の長は、第一項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実に合つておるかどうかの確認をしなければならない。」それから七条は登録証

勤務所または事務所の名称及び所在地の問題、これについては、私も最初聞いたときに、これは法務省当局の要求ではなかった、警察当局が固執して、どうしてもこれを入れてくれとがんばったので入れた、固執という言葉はないけれども、そういう意味の答えがありましたね。

そこで、たとえば勤務所または事務所の所在

地、これは日本の場合で、在日朝鮮人でもそうですが、たとえば勤務地あるいは住所といふものを複数持つということは認めて考へておるわけですか、その点はどうなんですか。住所については主觀説とか客觀説とかいろいろありますね。だけどころは、複数で持つてもいいということがありますか。

○小杉政府委員 もしもそういう例があるとすれば、やはり主たる住所あるいは主たる事務所といふことになろうかと思います。複数ある場合、主たる事務所、勤務地ということになろうかと思いま

す。

○福葉(誠)委員 これは近代生活が進んでくるにつれて、複数の住所を持つことは常識的になつて

いる場合が相当ふえているわけです。たとえば前に尼崎で非常に警察がやつた例があります。これは昔のことです、私はずっと前に質問したこと

ですから繰り返しませんが、住んでいるところが、お店があつて、私の記憶では事實上お店に住んでいたわけです。そうしたら、住所と住んでいたところが違うと言つて、警察が行つて引っかき回して逮捕したという例があるのです。結局起訴猶予になりましたよ。これは尼崎の例だと私は記憶しています。そういうことで、このことのためにはこれを悪用する可能性が非常にあります。

もう一つの例は、これは私もよくわからぬのです。

「市町村の長は、第一項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実に合つておるかどうかの確認をしなければならない。」それから七条は登録証

明書の再交付、同じく三項「市町村の長は、第一

項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実

に合つておるかどうかの確認をしなければならな

い。」こう変わってますね。

そうすると現行法は、たとえば六条の場合は

「市町村の長は、第一項の申請があつた場合にお

いて、その登録証明書が著しく損傷、又は汚損

していると認めるときは、登録原票に基き新たに

登録証明書を交付し、著しく損傷、又は汚損し

ていないと認めるときは、提出された登録証明書

を返還しなければならない。」こういうふうにな

るものとする。」こういうふうになつていますね。

ところが今度の改正案では「登録原票の記載が

事実に合つておるかどうかの確認をしなければな

らない。」七条でもそうですね。どうしてこうい

うふうに「確認をしなければならない」という

ふうに変えなければならないのですか。これはも

う非常に繁雑なことになるのではないですか。

○小杉政府委員 これは従来の法六条及び七条の

場合には、引替交付の場合あるいは再交付の場

合、これら新たに交付されます登録証明書の有

効期間は、当初の新規登録あるいは切替交付がご

ざいました時点から起算して三年目には失効する

ということになつておりましたので、あえて確認

の必要がなかつたわけでござりますけれども、そ

れが今回再交付あるいは引替交付が行われた時

点から三年間引き続き効力を認めるということに

いたすわけでございます。

〔委員長退席、中村(靖)委員長代理着席〕

そのため、新たに切替交付あるいは引替交付の

際に市町村長の確認をしていただくことによつ

て、当初の外登証の有效期間を超えて効力を認め

るわけでございますから、その意味では、本来で

あればこの十一条によつて一年なり一年半後に確

認をしなければならなかつた市町村長の義務がさ

らにその後一年半なり二年延ばされる、先に持つ

ていかれるということございまして、結果的に

とかその他の何がござりますか、要するに、この法律の第一条に掲げてございますように「外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もつて在外外国人の公正な管理に資することを目的とする。」と書いてございますが、外国人の居住関係

や身分関係を外国人登録法の手続によらずしてな

かづつ明確に把握できるタイプの外国人、たとえば外交官でござりますれば、これは外務省にすべ

て申請が出ておるわけでございまして、いわゆる

外交団リストをございなければすべて在留関係、居住関係、身分関係というものが把握でき

る、そういう体制ができる方々について除

外するということをやつておるわけでございます

が、明確に法的な根拠がどこにあるかと言われれば、むしろ外国人登録法の目的にかんがみて免除

しておるということであろうかと思います。

○福葉(誠)委員 外交官の場合は外交官特權も有

ることですし、あなた、外交官に一々指紋なんか押捺させたら大変なことになつてしまふんじや

ないです、かとおもいますが、それは犯罪人扱いだといってえらい

騒ぎになるんじゃないですか。

○小杉政府委員 地位協定関係者の身分事項をど

こで把握しておるか、これは私いまちよつと即答

いたしかねるのでござりますが、その身分関係を少なくとも外務省を通じすぐ確認ができる体制

はできておるはずでございます。

〔中村(靖)委員長代理退席、委員長着席〕

○福葉(誠)委員 外交官はできているけれども、あなた、その地位協定によつて入つてくる者は軍

人だけじゃないでしよう。軍属も入つてているのでしょう。家族も入つてているのでしょうか。そんなものは外務省が把握しているわけないでしよう。ア

メリカがそんなもの知らせますか。

だから、外国人の中でおれだけの軍人が入り、ことに家族が入つてきているかある

いは家族という名のもとに入ってきたいるか、そういうふうなことをある程度日本としては管理をしていかなければ公正な管理と言えないんじやないですか。それはまたどうなっているんだ。地位協定でどういうふうになつてあります。地位協定があるでしよう。

○小杉政府委員 これは私も記憶が定かでなかつたのですが、地位協定の九条の二項に「合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本國の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本國の法令の適用から除外される。」といふ明文の規定がござります。

○稻葉(誠)委員 それは地位協定の条文があるわけですね。だからアメリカ人の場合には、条文があることはわかっている、地位協定の中に書いてあるわけだから。

そうすると、だから日本ではそれは管理はされないのでしょう。どこにどういう外国人がいるかということは全然わからんじやないですか。それはあなたの方に聞いてもあれだが、とにかくこれは入管行政の対象外だからわからないでしょ。これは安保条約の関係からくるんだからという議論なんでしょうけれども、アメリカ人の場合には軍属まで、しかも家族までが外国人登録法の適用を受けないのですよ。受けないでいて、そして戦争前から日本において、自分の意思によらないで日本人になつて、兵隊に行つたりなんかして犠牲をこうむつて、そして戦争に負けたら今度は自分の意思によらないで日本人でなくなつてしまつた、そういう人今まで平等に外国人登録法といふものを利用してやつていつているというの是非常におかしい行き方である、私はこういうふうに考へざるを得ないわけですね。

さつきお話しした職業の問題とかなんとかだつて、住民基本台帳の場合にはこんな記載欄はないんじゃないですか。職業とか勤務所とかを書けないというのは住民基本台帳はないでしよう。日本人には本人にはそんなものはないんですよ。日本人には

ないことを見留外国人に対して、しかもアメリカ人のあれを除いて書けというの、これは取り締まりのため以外の何物でもないのですよ。これは元來なかつたものを警察ががんばつて入れたんですよ。こんなものはやめなければいけないかな。

もう一つの問題は、未成年者の場合であつても

十四歳以上の者は、登録証明書の携帯、呈示義務、指紋押捺義務、いろいろな義務規定において成人と同じ取り扱いを受けているわけでしょうね。そういうわけですね。ということは、十四歳というのは、日本の法律で言えば刑事未成年と刑事成年に上にはあるわけですから。普通の少年法では二十歳でしょ。児童福祉法では十八歳、こういう形になるのに、十四歳以上の者について登録証明書の携帯、呈示義務だと指紋の押捺義務なんぞこんなものを、中学生やなんかでしょ、そういう者に課すということは一つの屈辱というか非常に

あれを与えるのですね。これをなぜ十四歳としたのですか。これは刑事责任能力と同じにしますか。それは十四歳にしたのですか。

○小杉政府委員 現在の外登法の立て方が本人出頭主義になつておりますので、そういうことにしてくださいません。

○稻葉(誠)委員 本入出頭主義はいいのですけれども、これは未成年者で十四か十五の者まで学校を休んで行かなければいけないんですよ。学校を休んで役場へ出頭しなければいけないなんて、そんなばかな話はないじゃないですか。それなら親権者が行つてやっていいとかなんとかいうことで当然済むわけですよ。そこまで疑つてかかるといふ方はいかぬのじやないです。

だから、少なくとも未成年者の場合は、もう父親か母親か法定代理人が行けばいいんじゃないですか。実務上だつて、そういうように改正したらいいんじゃないですか。これはできるのじやないです。

しかしながら、義務教育年限にあるような子供についてまで常時携帯義務を課することにつきましてはかねてから批判がございまして、この批判には私ども耳を傾けるべきではなかろうかと考えております。ただ、現行の十四歳という年齢を引き上げる場合にはすべて一様に考へたいというふうに

ことにつきましては今後検討させていただきたいと思います。

○稻葉(誠)委員 それで、申告するとき、切替申告とかいろいろありますね、そういうときに、こ

れは全部の人が行かなければいけないのですか。十四歳以上だとみんな役場へ行かなければいけないでしょ。だれか家族の代表が行つてやるといいのですね。これは国際人権規約の趣旨からいっても、日本でもだんだん情勢が変わつてきますよ。外国人まるで犯罪者扱いにするような行き方はいかぬ、私はこういうふうに思

うのです。

そこで、いろいろな話が出ましたけれども、そうすると、前に戻つて悪いけれども、たとえば登録証明書の常時携帯とか呈示義務、それでアメリカなんかが、あるいはイギリス人でもフランス人でもそうだけれども、実際にはそれが処罰されたことがあるのですか。あるとすればどの程度あるの。ほとんど朝鮮人じやないです。在日朝鮮人あるいは台湾人の人もいるけれども。

○鳴海説明員 のどのように処罰されたかという裁判の関係、そこ辺は私どもちょっと警察としては承知いたしておりませんが、朝鮮人の方の場合とその他の外国人の場合との件数を御参考までに申し上げてみると、五十三年の数字で、先ほど申しました証明書の不携帯で申しますと、全世界に申しあげてみると、三千七百三十六というのが違反検挙件数になつておりますが、その中で朝鮮人の関係が三千五百十五件、こういうことになつておるわけでございます。

これはそれ検挙し送致されただちよつと、アメリカ人が何人という数字については手元にございませんのでお許し願います。

○稻葉(誠)委員 だから警察では、たとえばアメリカ人とかヨーロッパ人に向かって、あなたは外國人登録証明書を持っておるかということを職務質問したことと一体あるのですか。

実際問題としてそんなのはほとんどありはせぬで

○稻葉(誠)委員 その十四歳というのは、日本では刑事责任能力が十四歳からあるわけですかね。これはそれとマッチさせたのですよ。だから取締法規という考え方が非常に強いんですね。外国人に対する登録というの、言葉では公正な管理といふけれども、もう取り締まり、取り締まりと

しょう。

○鳴海説明員 件数としてはいま掌握はいたしておりませんが、もちろんあるわけでございまして、ただその数が少ないとすることはそのとおりかと思います。

○福葉(誠)委員 それは在日朝鮮人の管理というか取り締まりということとのための法律として発生しているわけです。出入国管理令と一緒に二つ相

まつてそういう役割りを果たしておる、こういうことです。それは考えられます。

それから、変更した場合に十四日以内に変更の申請をしなければなりませんが、十四日がちょっとおくれたりすると、市町村はこれを全部警察へ連絡するのですが、どこに連絡することになつてますか。義務的になつているのですか。

○小杉政府委員 市町村長におきまして、そういう遅延その他法違反のあれば警察に告発することになつております。ただ私ども入管

といたしましては、軽微な違反につきましては告発を猶予するような指導を行つておるということです。

○福葉(誠)委員 だから告発だけでもその手続が大変なのじゃないですか。市町村でもちょっとしたものについては、余りばらばらになり過ぎても

悪いかとも思いますけれども、その点についてはある程度の裁量権を与えてもいいのではないか、

こういうふうに私は考えるのです。

それからさつきいろいろ話した中で、結局、外

国人登録法の改正によつて市町村長なり市町村の役場の仕事がいまよりも煩瑣になるということはありませんか。前々から、市町村役場からこの問

題について法務省当局にいろいろな要請がありましたが、委任事務で費用が足りないからもっと費用をふやしてくれとか、もつと簡単にできるようにならないかとか、いろいろあつたわけでしょう。そういう点はどういうふうになつておるので

すか。

○小杉政府委員 具体的に今回の四点の改正事項ごとに申し上げますと、新規登録の申請期間の延

長を今度やることになりますが、これの該当件数が従前年間一万三千件ございました。これは少なくとも節約される。

それから登録事項の変更手続の件は、実は件数的には減らないわけでございますけれども、年間約十四万件あるわけでございます。ただ今回五項目について二週間以内に届け出なくてよいことにした関係で、外国人の方にとつてはかなりの手間のセーブになるということでございます。

さらに、三年ごとの切替を再交付または引替交付を受けたときから起算することによって出てまいりますのが一万二千件ございますが、これについては件数は減らないわけですが、これによりますのが外人登録法においても当然立法措置がなされているはずだ、こういうふうに思うのですが、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

それからさきに、再入国許可を受けて出国する場合の登録証返還の手続の廃止、これは五十三年

一年間で約十八万件ございますので、これは港の職員のみならず市町村の方にとって、それから

改正点になるのではないかという気がいたしま

す。

○福葉(誠)委員 最後に聞きしたいのは出入国管理令との関係です。

これはどういうことかといいますと、出入国管

理令というのはもちろん外国人全体に適用される

わけですが。ところが在日朝鮮人の歴史的な特殊事

情ということで、昭和二十七年の法律第一二六号、これは、戦前から引き継いで本邦に居住して

いる者とその子で講和条約発効の日までに本邦で生まれた者については、在留資格と在留期間の制

限をつけないものとする、これがいわゆる一二六

です。それから昭和二十七年外務省令第十四号、講和条約発効の日以降に生まれた者について特定在留資格を与え、在留資格の制限を受けないこと

措置がされている、三つあるわけですね。

そうすると一二六の者、一二六の子供、特に一二六については特別な扱いが出入国管理令でされているわけです。だから、これについては外国人登録法上も当然特別な扱いをしていいのではないですか。一二六の者も外国人登録法の切替といふようなことを全部やつているわけですか。だから、出入国管理令でこういう三つのものに対する特別な扱いをしているならば、それに対応するものが外人登録法においても当然立法措置がなされていはずだ、こういうふうに思うのですが、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

それからさきに、再入国許可を受けて出国する場合の登録証返還の手続の廃止、これは五十三年一年間で約十八万件ございますので、これは港の職員のみならず市町村の方にとって、それから改正点になるのではないかという気がいたします。

ただ外国人登録法と申しますのは、そのような特別の措置を受けたか受けないかは別にいたします。

である限度のものを削除するとか、いろいろな形のものが当然とられていいのではないかですか。そのためこそ、この出入国管理令というもので、一二六なりあるいは十四号なりあるのは協定永住

なりという制度が認められているのではないですか。

あなた方は一二六という制度を言うのをいやがながら、それなら協定永住でもいいです。協定永住されているならば、その人に対する内国民待遇が事実上与えられていることとして外国人登録法から外したっていいのではないか、そういうことが当然考えられています。

両方とも全部の外国人に本来適用されるのですから、片方だけ除いておいて、片方は管理の上だからといってそういうわけにいかぬというのは筋が通らないのではないか、こう私は思っています。連動するとかしないとか言うから、現実に出入国管理令の上で、確かに第一二六号という法律によって在留に関連した特殊なステータスを上げるという措置をとつたのは事実でございます。

ただ外国人登録法と申しますのは、そのような特別の措置を受けたか受けないかは別にいたします。

それならば、出入国管理令で一二六の場合に特別な措置をとっているならば、外国人登録法に対してもそれは外国人登録法から除外をするとかいふことをとつたところで、ちつともおかしくない

ではないですか。これに対しては特別な内国民待遇というものが与えられるならば、何も外国人登録法から外すと、取り締まり上か何か特別な不便があるのです。

○福葉(誠)委員 わかりますが、そうすると、一

二六の人なり協定永住の人たちを外国人登録法から

外すと、取り締まり上か何か特別な不便がある

○小杉政府委員 私ども入出国管理局といたしましては、日本人、外国人の出入国だけでなく、わが国に在留しておる全外国人の在留管理ということをやつておるわけでござりますから、そこから先ほど先生が言われたようなカテゴリーの方だけを全部外してしまうということはいささか考えにくいくことでございます。

○福葉(誠)委員 押し問答してもしようがありませんので、いすれにしてもこの外国人登録法といふのは非常に問題が多いですね。それで、日本の外国人の管理という言葉はどういう意味を示しておるのか知りませんけれども、外国人が日本に来た場合に内国民待遇を具体的に事实上与えるということは、もう今後の国際的な一つの潮流になってきているんじやないですかね。それを管理、管理と言つてまるで犯罪者扱いにするという行き方についてはぼくは賛成ができない、こういうふうに思いますね。

そこで一つ入管当局にお尋ねしたいのは、入管当局はよく公安関係厅との間で年に何回か会談をやつていますね。公安関係何とかという集まりをやつていますよ。高検管内か何かでやるのかな。それはどことどことどこが集まつて年に何回ぐらいいやるわけですか。

○小杉政府委員 いま先生が言われたような公安機関と入管との定期的会合が何回ぐらいあるかといふお話をございますが、たとえば私自身その種の会合に出席したことは一度もございませんし、少なくとももしそういうものがあるとすれば、地方の入国管理事務所とその地域の警察あるいは海上保安廳あるいは税關等々との会合のことを指しておられるのではないかという気がいたしますが、それについて正確な情報は持ち合わせておりません。

○福葉(誠)委員 時間が来たからこれでやめますが、それは本庁でやつておるというのではなくて、各高検管内やそういうところで中心にやつておるようです。それは入管と公安調査庁とそれから警察と自衛隊が入っています。自衛隊が入つて

公安関係の会合というような形で会議をやつていてます。ときどき検察庁の黒板や何かに書いてあるからそれはわかる。自衛隊まで中に入つてやつておるので。

それはどういう関係でやつておるのかわかりませんが、そういうようなことの中に入管がいわゆる管理体制——管理局と言つておるわけでしょ

う。英語で言うと管理という言葉は入つてこないでしょ。日本語になると管理という言葉が入つてくる。そこで、イミグレーション・ビューローでしょ。ビューローだから管理と言うのか、管理とは言わないだろう。それは局だろうな。入管は何で管理という言葉を使わなければいけないわけなんです。どうもよくわからぬ。すぐ管理、管理という言葉を使う。そんなに日本にいる外国人というものは管理の対象にしなければならないような不測の状態とかなんとかそういうことは一体考え方されるのですか。これはどうなの。なぜ入管と言つておるのか。英語ではそう言わないでしょ。英語ではどうなつておるのか。イミグレーション・ビューローといふのは入つてくるビューローでしょ。出るビューローじゃないでしょ。エミグレーション・ビューローと書いてある。あれもグレーラン・ビューローと書いてある。あれもおかしいのだけれども、管理という言葉は英語にはないよ。わざと除いたかもわからぬけれども、日本語になつてくると管理という言葉が入つてくる。だから入管本来の使命は「一体何なんですか」。

○木村委員長 午後四時二十分から委員会を開くこととし、この際、暫時休憩をいたします。

午後一時五十八分休憩

○木村委員長 午後四時二十三分開議

○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

質疑を続行いたします。沖本泰幸君。

○沖本委員 すでにそれぞれの委員から御質問がありましたので質問が重複するかもわかりませんが、よろしくお願ひします。

○小杉政府委員 いま私も想像もしてなかつたような御質問をいたいたのでござりますが、確かにお説のとおり英語ではイミグレーション・ビューローでございまして、コントロールという字が入つてないことは事実でございます。ただ、私どもの局それ自体はいわゆる出入国管理令に基づく原則とすることとし、規約で規定された権利につづいて設置されておるわけで、そこで管理という

字が入つておるわけでございますから、それが当然に反映されたものであろうというふうに考えます。同時に、法務省設置法の中で出入国の管理、外国人の在留の管理という言葉が出ておることを受けたことではなかろうか、こういうふうに想像いたします。

○福葉(誠)委員 これで質問は終わりますが、いずれにしても外国人登録法は、いま私がいろいろ述べたような中で、十分ではありませんけれども、いろいろな不備というか欠陥というか意識的なものというかいろいろなものがございまして、これが非常に悪用されておるのであります。悪用されてしまつてこれによつて困つておる人が非常に多いわけですね。

こういう点などは今後十分考えて、それで外国人登録法というものが国際人権規約の批准に伴つてそれにマッチするような、基本的人権を擁護するようなかつこうでの外国人登録法になるようになります。われわれも努力しなければいかぬ、こういうふうなことを考えておりまして、そのことを申し上げて質問を終わります。

○木村委員長 午後四時二十分から委員会を開くこととし、この際、暫時休憩をいたします。

午後一時五十八分休憩

○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

質疑を続行いたします。沖本泰幸君。

○沖本委員 すでにそれぞれの委員から御質問があつたのでござりますが、確かに届け出が義務づけられておりますけれども、そういうわけでも、住民基本台帳法では国民は住民としての地位の変更に関する市町村長に対する転入、転居、転出の届け出が義務づけられておりますけれども、年齢を緩和すべきではないか。先ほどからいろいろ質問があつたわけですが、そういうわけでも、登録法も過料にしたらどうかという考え方です。登録法も過料にしたらどうかという考え方であります。この点はいかがですか。

これはこれをすべての者に保障すると表現し、また、外国人の権利について次のように主張をしています。人間の尊厳を守るという原理から基本的人権の思想が生まれる。基本的人権は共通の人間性を前提として初めて成立すると言つてよいわけです。

○小杉政府委員 お答え申し上げます。

まず第一点の登録証明書の常時携帯、呈示義務を十四歳以上の者に課しておるのは行き過ぎではないかという御指摘でございますが、私どもいたしましても、確かに義務教育の年限にある者についてまでこのようない義務を課すのは適当ではないという御批判については十分考慮する必要があると考えておりまして、外国人登録制度の基本的なあり方についての検討作業の中で、この年齢をどの程度まで引き上げるのが相当であるか将来の課題として検討したいと考えております。

さらに、罰則を住民基本台帳法等の場合と同様に過料にしてはどうかというお話をございますが、この点は、外国人登録制度の目的及び性格は住民登録や戸籍等の制度と異なる面がござります。したがって、これらの制度の維持を担保するための罰則の軽重について差異がございまするのではないかと考えておるわけであります。

しかしながら、現行の登録法の罰則がきわめて画一的に過ぎるという点は確かに御批判のとおりでございまして、この点について改善の余地があるかどうか、基本問題の一つとして今後引き続き検討してまいりたいと考えておるわけでございます。

○沖本委員 登録法からは少しはみ出るわけですがれども、民事局長にお伺いしておきたいのです。

帰化の条件として無傷でなかつたらいけないという一つの条件があるわけですね。道交法の中の一方通行に違反して傷がついた場合でも、帰化の条件からすれば傷がついてしまうというふうな取扱いがあるわけですねけれども、この辺は法律を無視するということではないわけですねけれども、

こういうふうな内容のものは、この間飯田先生いろいろ御質問なさっていましたが、善良な市民生活をしていく上のいろいろな条件の中で、この

標準が変わつておったことを知らないでつい突っ込んだり、いろいろ軽い道交法違反のこととは

種々あるわけです。それも全部傷で帰化の許可対

象から外れてしまうということは実務的な問題として少し過酷過ぎるのじゃないだろうか。日本の諸条件に照らしてみて善良な市民としての生活を長年続けておれば実際的にそれを見たあげて、で

私は考えておるわけです。

それからもう一つは、これは御担当はどこにな

るかわかりませんけれども、たとえて言うなら雇用関係についてもいわゆる差別をしてはならない

ということですから、職業の選択あるいは住居の選択の自由と並んで、就職する場合の身分につい

て差別してはならないという扱い方がちゃんとあ

るわけです。ところが、戦前に日本に強制的に連れてこられた、それで当時はやむを得ず日本に住

みだ、あるいは強制労働的に連れてこられて住ん

できたお、そして日本人名を名のれといふこと

を強制してきた。ところが戦争が終わったらまた

もとへ名前を戻せというふうな扱い方がいろいろ

あるわけです。そういう問題について労働省の方

では、それを就職のときの障害にしてはならない

い、差別の条件にしてはならないという通達をい

きましてお答え申し上げたいと思います。

○貞家政府委員 所管でございます帰化の点につ

いては、私はもはやいたしていなつもりでござ

います。罪質の軽重も当然問題になりますし、

また回数が、これが非常に反復するということに

ても問題がいろいろ加わってきているわけですか

ら、そういう面をいろいろ考えていくと、扱

い方といふものにもっと配慮というものがされて

いいんじゃないいか、善良な人間としての取り扱い

に対する法の保護なり何なりという配慮といふも

のが行われなければならない、こういうふうに私

は考えるわけですけれども、その点についての当

局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○貞家政府委員 所管でございます帰化の点につ

いては、私はもはやいたしていなつもりでござ

います。罪質の軽重も当然問題になりますし、

また回数が、これが非常に反復するということに

ても問題がいろいろ加わってきているわけですか

ら、そういう面をいろいろ考えていくと、扱

い方といふものにもっと配慮というものがされて

いいんじゃないいか、善良な人間としての取り扱い

に対する法の保護なり何なりという配慮といふも

のが行われなければならない、こういうふうに私

は考えるわけですけれども、その点についての当

局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○沖本委員 さつき意見述べたのですが、その

意見に対するお答えはありませんか。

○倉石国務大臣 お話の一部にございました韓

国、朝鮮それから台湾の御出身の方々、こういう

おおつて日本語しかしゃべれないというような条

件がいろいろあるいわゆる在日朝鮮人、韓国人と

いう問題がしばしば出てくるわけです。そういう

ものとあわせていつたときに、そういう人たちが

いろいろあるわけでございます。反則金の納付で済

んだのかそれとも罰金刑に処せられたのかという

点もございます。それから、道路交通法違反であ

りましても罪質によつていろいろ差異があるわけ

でございます。あるいは酒気帯び運転というよ

うなものもございますれば非常に形式的なものも

ございます。駐車禁止区域にちょっと違反したと

かあるいは荷物をちょっと積み過ぎたとか、そ

う比較的軽微なものもございます。

そこで、これは一律にそれを取り上げるという

ことは決して私どもはいたしていなつもりでござ

ります。罪質の軽重も当然問題になりますし、

また回数が、これが非常に反復するということに

なりますと、これはいわゆる違法精神がないこと

の一つのあらわれというふうに見ざるを得ない場

合もございますし、あるいは違反を犯した状況と

いうもののこれも千差万別でございます。非常に

やむにやまれずと申しますか、たとえば供が急

病になつて医者に送り届けるのについてスピードを

出し過ぎたというような状況で犯罪を犯したとい

う場合もございますし、そういう看護すべき事情

がない場合もございますので、これらにつきまし

ては、私どもは逐一その条件を調査いたしました

て、一応全部を判断の対象にはいたしましたけれども、物によっては、同情すべきものであるとされ

ば、これはそれが一つあるからといって帰化の条

件を満たさないというふうに判断いたしておるわ

けではございません。それぞれの状況に応じまし

て、一般国民の感情あるいは交通状況の推移とい

うようなことも十分判断の基礎に入れまして、余

りにも条件が厳しく過ぎるという御批判を受けない

ようやっておるつもりではございます。

しかししながら、いま御指摘になりました道路交

通法違反につきましては、これは先生、傷がつい

たとおしゃいましたけれども、これは傷がつい

たと言え言えるわけでございますけれども、い

う長期の歴史的因縁のある皆さん方と一般のいわ

ゆる短期の在留である外国人との区別があるといふことは、これは当然なことであると思います。したがつて、そういうことについては特段の注意を払う必要があるのではないかと考えております。

○沖本委員 大臣がああいうお答えをなさつたわけですけれども、今後もそういう点は十分お考えになつていただきませんと、私たちも日本人といふ一つの单一民族で、おまけに周囲が全部海で、ほかの民族との触れ合い、混合体といふものは余りないわけですね。

ですから、単純な言い方をしますと、朝鮮半島の中では朝鮮民主主義人民共和国の方へ何かの都合で行く場合に——韓国の中のキーセンというようなものが問題になるわけですけれども、冗談めいた話の中に、向こうへ行つたらそういうことに気をつけるとか、そういうものが飛び込んできたり、とにかくよく言わされましたけれども、日本人の目で外国を見てくるというふうな向きがあるわけです。日本と比べて中国はどうだ、日本と比べて朝鮮民主主義人民共和国はどうだというふうで、その国はどうだったのかということは、私たち案外少ないのであります。そういう点に物の考え方といふものが非常に食い違つてゐる面があるのであります。

ですから、私たち自身はもう全然差別はないということを言いますけれども、韓国人の人にとって北朝鮮の方にしても、やはり心の中には占領時代あるいは支配時代のことが全然去つてないわけです。あるわけです。われたちはなくして、消してしまつた、こう言つてゐるわけすけれども、日本が帝国主義的なときに支配したときはこうだつたというのは両方にあるわけです。ですから、そういう面の考え方立つて、日本に連れてこられた日本名を名のらされて、日本に住まわされて、それでその住んでいること自体に諸条件があるといふことは全く勘弁ならぬよくな内容のものを善良な人は持つてゐるわけです。その辺と絡めて物事を考えていただかないといろいろな蹉跌がある

ということになるわけですから、その点を各委員がいろいろ言つてゐるわけです。ですから、そういうものからお考えになつていただいて、ただ違法性の強い方あるいは違反生活ばかりやつてゐる人が、法の網をくぐつて生き抜いてゐる人、そういう者に網をかぶせた物の見方というものとは変えた見方で物事を見ていただかなければならないのではないか、こういうふうに私は考えるわけであります。

そこで、一つ一つお伺いいたします。これも私は「法律時報」一九七五年六月号の中から抜いていろいろ言つてゐるわけですが、在日朝鮮人総連合の方がこの文章を書いたわけです。

入国審査官は市町村長とちがつて、武器の携帶と使用が許されており、在日外国人を収容したり、退去強制にしたりする官憲である。とりわけ在日朝鮮人にとって入管は、在日朝鮮人を「管理」取り締まるうえで戦前の「特高警察」と同じような機能をもつ機関であると見られてゐる。

そういう表現を使つてゐるわけです。そんなことはないと言つてゐるわけだけれども、向こうはそういうふうに見つてゐる。これは極端な表現と理解してもいいのじやないかとは思ひますけれども、そういう見方をしてゐるということになるわけです。その人たちを対象にした法律ということになるわけですから、やはりその取り扱い方には十分気をつけなければならぬ、こういうふうに考へています。

法案にいう「在留期間の変更」である。特定在留資格をもつて、三年ごとに期間の更新をうけていただからねばならない、こういうふうに考へています。在日朝鮮公民の子弟で、ここでの在日朝鮮公民というのは、韓国民である、こうおつしやる方も含めて言う表現になつてゐるわけですけれども、その辺と絡めて物事を考へていただかないといろいろな蹉跌がある

市町村長を経由しておこなう便宜を奪われることなろう。このことについて日本政府は、市町村長が窓口になつて入管事務所まで取り次ぐから「外国人にとって便宜」であるかのように説明しているといわれるが、そんな規定は現行法にもないし、今度の法案のどこにもない。

こういうことを書いてあるわけです。この点について御説明いただきたいのです。

○小杉政府委員 前回昭和五十年に内閣委員会に提出いたしました法案の際には、登録変更を十四日以内にやらなくてもいい事項として在留期間及び在留資格というものが実は入れられておつたわけでございます。

それをもしも変更登録の十四日以内に届け出なければならぬといふあれから外すということにいたしますと、実際問題として外国人登録を行つて最も重要な指標になる在留期間、在留資格といふものが非常に不正確なものになる、それでは困るということで、現実に在留期間更新あるいは登録の変更を在日の外国人がやりになる場合には入国管理事務所へお出かけになられるわけになりますから、その入国管理事務所で資格変更なり在留期間の更新を受けたときに入国審査官に外国人登録証明書上の記載を変更してもらうという形をとつたわけであります。

その点が当時非常に問題にされまして、元来市町村の窓口で処理されるべき外国人登録事務に入管が介入して在留外国人の管理を強化する野望のあらあれだといふような、いわなき非難と私どもは思ひますけれども、そういう御批評がございましたもので、今回の法案においてはその点は改めまして、従前どおり市町村の窓口において、ただし変更がありました場合には二週間以内にその変更登録をやつていただくというかつて措置したわけでございます。

○沖本委員 それから次に

現行法一一条は、「外国人は……登録を受けた日から三年……以内に、その居住地の市町村の長に対し……登録原票の記載が事実に合つてゐるかどうかの確認を申請しなければならない」、「市町村の長は、第一項の申請があつたときは、登録原票の記録が事実に合つてゐるかどうかの確認をしなければならない」、「市町村の長は前項の確認をしたときは、登録原票に基き新たに登録証明書を交付しなければならない」と規定し、正面から市町村長の事実確認義務規定を新設したのである。そしてまた、従来はなかつた引替交付申請、再交付申請についても、右と同様の事実確認義務規定を新設したのである。

このことも、前記答申事項にはない。

登録事項は、氏名、住所、世帯主の氏名、職

た日から三年……以内に、その居住地の市町村の長に対し……登録原票の記載が事実に合つてゐるかどうかの確認を申請しなければならない」、「市町村の長は、第一項の確認をしたときは、登録原票に基き新たに登録証明書を交付しなければならない」と規定している。

そしてまた、現行法一五条の一は、「……申請の内容について事実に反することを疑うに足りる相当な理由があるときは、当該申請をした外国人に出頭を求めることができる」と規定している。このよ

うに現行法では市町村にその確認権限についての規定の仕方は、反面的、間接的であり、切替交付申請のときに限られている(一一条三項)。

運用の実際においても「申請の内容について事実に反することを疑うに足りる相当な理由があるときは、当該申請をした外国人に出頭を求めることができる」と規定している。このよ

うに現行法では市町村にその確認権限についての規定の仕方は、反面的、間接的であり、切替交付申請のときに限られている(一一条三項)。

長はそれに基づいて自動的に記載事項を確認し登録証明書の交付をおこなつてきている。しか

も、汚損した場合の登録証明書の引替交付申請(現行法六条)、紛失した場合の再交付申請(同七条)については確認事項はないのである。

ところが、法案は、「外国人は……登録を受けた日から三年……以内に、その居住地の市町村の長に対し……登録証明書の切替交付を申請しなければならない」、「市町村の長は、第一項の申請があつたときは、登録原票の記録が事実に合つてゐるかどうかの確認をしなければならない」、「市町村の長は前項の確認をしたときは、

業、勤務先など二〇項目にわたっている。

こういう内容については、どういうふうな御説明をなさるわけですか。

○小杉政府委員 これは、行政監理委員会の答申の中で、現在は新規登録を受けた日から三年ごとに切替交付申請をしなければならないとなつてお

りますものを、登録証明書を紛失したとかあるいは著しく汚損したということで引替交付申請等の申請をして新しい登録証明書を受け取った場合には、当初の切替交付申請をしたあるいは新規登録をした時点から数えて三年目に外登証の効力が終わるたまえに現行法はなつておるわけですが、それを登録証明書の引替交付申請をして新しい登録証明書を手に入れたら、それからさらに三年間切替交付申請は必要としないという改正をやるよ

うにというのが答申の内容だったわけでございまして、この答申の内容を現行法の上に当てはめたのが今回改正法になつておるわけでございま

す。それで、先ほど御指摘の、この前の内閣委員会に出しました法律の場合と今回のを対比していたらとわかるのでございますが、今回の十一条の関係は現行の規定と実質的な差はほとんどないということございます。ただ、六条及び七条の規定に新たに「市町村の長は、第一項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実に合つてゐるかどうかの確認をしなければならない」という規定が加わった点が新しいわけであります。これも前回の内閣委員会に出しました法案と同じ規定

になります。これが入りましたかと申しますのは、先ほど御説明申し上げましたとおり、引替交付あるいは再交付があった場合、新しい登録証明書が発行されますので、その新しい登録証明書が発行されたという点に着目いたしまして、その交付を受けた日から三年間登録証の有効期間を認めるという考え方、その三年間の有効期間を認める前提として、当然十一條で考えられている一齊切替の際の確認と同じ行為を市町村長にやつていただくとい

うことでございまして、これは少なくとも外国人

に對して何ら新たな義務を課したものでもございませんし、市町村長に対しましても、從前十一條で課していた義務を時期的にややざらして移しか

えたということです。

○沖本委員 そこで

さらに、調査の結果、登録原票の記載が事実に合つていない場合には、所定期間内に変更登

録申請をしなかつたものとして一年以下の懲

役、三万円以下の罰金刑に処し（登録法一八

条）、さらに、退去強制の理由にするのである。

こういうふうな調査権、調査義務の新設というものは、いわゆる政府が言うところの許認可の簡素化とは全然関係のないことで、むしろ強化したものではないか、こういう疑問があるわけです。

それから

居住地以外の変更登録のなかから、とくに「氏名」、「国籍」、「職業」、「勤務先の名称および所

在地」などの変更が生じたときには一四日以内に変更登録申請をすべきものとし、その他の場合、たとえば、「国籍の属する国における住所又は居所」、「世帯主の氏名」、「世帯主との統

柄」などの変更登録申請については、引替交付申請、再交付申請、切替交付申請、あるいは居住地や前記四項目の変更申請の際にあわせて変

更申請ができるようにして下さい

こういうふうにおっしゃつておるわけで、四項目の変更登録義務をことさら取り出して規定したのは意図的じゃないか、あるいは改善ではなくて

ぶりをしておるわけでございます。

登録事項のなかで出生年月日、男女の別などの変更登録を一四日以内にしなかつた者には一年以下

の懲役、三万円以下の罰金刑に処するとしているが、これはもともと不变のものであるか

なぜこれが入りましたかと申しますのは、先ほど御説明申し上げましたとおり、引替交付あるいは再交付があつた場合、新しい登録証明書が発行されますので、その新しい登録証明書が発行されたという点に着目いたしまして、その交付を受けた日から三年間登録証の有効期間を認めるという考え方、その三年間の有効期間を認める前提として、当然十一條で考えられている一齊切替の際の確認と同じ行為を市町村長にやつていただくとい

慣行まで無視して、「居住地」とともに「氏名」「国籍」「勤務所又は事務所の名称及び所在地」などの事項について一四日以内の変更登録申請

を義務づけている。これは今後違反する者に対する検挙体制を強めようとするものであり、

質的強化をはかったものである。

こういう意味を持つんじゃないかという疑問を投げかけているわけですから、この点についてはいかがですか。

○小杉政府委員 現在、外国人登録法上登録をしなければならない事項というのが全部で二十項目

ございます。その二十項目のうち可変項目、途中で変更が起り得る可能性のある項目が十二ござります。その残りの八項目というものについても

は、本来変更という問題が起らぬ性格のもの

が八つあるわけであります。

可変項目十二項目のうち、今回の改正におきましては、七項目については従前どおり変更が生じた日から二週間以内に変更登録をしていただく、そ

れから残余の五項目についてはついでの節に変更登録をしていただけば結構だということにいたしました。

たわけでございまして、先ほど先生がお読み上げになられましたような、在日朝鮮人の検挙体制を強めようとするものであり変更登録義務の質的強化を図つたものであるというような御批判は当たらないのではないかという気がいたしております。

○沖本委員 いまおっしゃつたお話を最後の方なんですが、そういう人たちは別途に入管の方でそれらの条件について考えておるということになるわけですか。出たときの条件また韓国内でのいろいろな条件、内容について再入国のときに申請してくれさえすれば別にいろいろ考えるというこ

とですか。

○小杉政府委員 たゞ、現在の入管令のたてまえから申しまして、従前に取得しておつた在留資格というものが消えてしまうと非常にはつきりしておりますのですから、たとえば協定永住の資格をお取りになつておられた方も、再入国情

況を経過する結果として協定永住権はなくなる。しかしながら、お帰りになられた後で――お帰りになられた後と申しますが、日本に再び正規の入

國手続をとつてこられた暁において、一六一三の一年、一六一三の三年あるいは申請がござりますれば一般永住への道は大いに開いておるというの

が現状でございます。

○沖本委員 いろいろ見てみますと、結局日本の

中で、韓国系の方はこっち、朝鮮民主主義人民共和国の方はこっちなんだという区分けはないのです。入管の書類、法務省の書類の中には、韓国系

であるあるいは北朝鮮系である、こういう書類上

よることが考えられると思いますけれども、その場合には、それまで日本において持つておられた在留資格あるいは在留期間というものをすべて失うといふのが法のたまえになつておるわけでございま

す。

したがいまして、反共法その他の関係で現地で拘禁されていて再入国情を経過してしまつた方につきましては、改めて日本への入国許可をとつていただくほか現在のところ道はないわけでございませんけれども、これらの方たちは、皆さん過去に長い生活歴をお持ちになつておられた方たちでございましょうから、当然その事実は大きく評価されるわけでございまして、日本へ入国については格段にむずかしいことはないと

いうのが一般でございます。

したがいまして、反共法その他の関係で現地で拘禁されていて再入国情を経過してしまつた方につきましては、改めて日本への入国許可をとつていただ

ておられた方が現在のところ道はないわけでございませんけれども、これらの方たちは、皆さん過去に長い生活歴をお持ちになつておられた方たちでございましょうから、当然その事実は大きく評価されるわけでございまして、日本へ

の入国については格段にむずかしいことはないと

いうのが一般的でございます。

○沖本委員 いまおっしゃつたお話を最後の方なんですが、そういう人たちは別途に入管の方でそれらの条件について考えておるということになるわけですか。出たときの条件また韓国内でのいろいろな条件、内容について再入国のときに申請してくれさえすれば別にいろいろ考えるということがあります。

○小杉政府委員 たゞ、現在の入管令のたてまえから申しまして、従前に取得しておつた在留資格というものが消えてしまうと非常にはつきりしておりますのですから、たとえば協定永住の資格をお取りになつておられた方も、再入国情

況を経過する結果として協定永住権はなくなる。しかしながら、お帰りになられた後で――お帰りになられた後と申しますが、日本に再び正規の入

國手続をとつてこられた暁において、一六一三の一年、一六一三の三年あるいは申請がござりますれば一般永住への道は大いに開いておるというの

が現状でございます。

○沖本委員 いろいろ見てみますと、結局日本の

中で、韓国系の方はこっち、朝鮮民主主義人民共和国の方はこっちなんだという区分けはないのです。入管の書類、法務省の書類の中には、韓国系

であるあるいは北朝鮮系である、こういう書類上

の仕分けはあるかもしれませんけれども、日常生活していらっしゃる方は同じような行き来があるわけです。

ですから、いわゆる反共運動をやつたあるいは自分の本国の大學生で勉強するために行つたということの中で、われわれとしてはわかりようのない中でいろいろな問題を起こしているわけですか。その辺は十分条件に合つた考え方をしてあげないと、せっかく日本で築いてきた生活をしていらっしゃる、ただそういうことのためにいろいろな問題を起こしているということになつてくれれば、その辺は十分条件に合つた考え方をしてあげないと、せっかく日本で築いてきた生活の根柢なり学問なりというものを失つてしまふわけです。

そして、そういう厳しかったものがすでに本国内でだんだん緩和されていきつたあるわけです。だから、そういう内容もあわせて考えて、ある種の内容で検討してあげるような方法をとつてあげないと、むしろまたこういうことのため苦しむ人たちがたくさん出てくるということになりますから、その辺は十分配慮していただきたいと思うのですが、その点はいかがですか。

○小杉政府委員 実はいまの問題も、再入国許可の有効期間といふものが出入国管理令上一年といふように非常に明示的に決められておるものですから起つてくる問題になるわけでございますが、私ども、かつて昭和四十四年以降四回にわたつて出入国管理法あるいは出入国法案といふかつて提案いたしました法案の中に、再入国関係の期間延長といふものを外国ですることができるよう必要するに再入国情度の改正といふことを盛り込んでおつたわけでございまして、将来とも現在の出入国管理令を改正するには、非常に厳密に一年で、それを延長するためには日本に帰つてこなければならぬといふままでの法体制を変えて、出先で在外公館に出頭して申請をすればそれが延長できるような方式を考えようと思つておるところでございます。

○沖本委員 そういう点十分配慮をお願いしたい

と思います。韓国内自体で変わつてきつあるわけですから、日本の國で古い条件で構えているといたることではまずいと思いますので、その辺も十分お考えいただきたいと思います。

それから最後に、これは先日飯田先生も御質問になつてゐたわけですが、戦後の混乱の際に離散した親族を頼つて入国した者などいわゆる潜在在住者の数は長期にわたつてたくさんあるわけですね。たまたまいわゆる自首してきたとか密告されたとか、隠れておるけれどもまさに暮らしてゐる、この前も話がありましたとおり、納稅義務は果たしておるとか日本の市民としての生活はいろいろやつてきているけれども、在留許可の資格も何もない、そういう潜在している外国人を厳密に調査してみたら相当な数になるだらうということもありますし、まだ登録のむずかしさというのは、稻葉先生も質問しておられた中にもあるとおり、日本の國の景気がいいという面もあって、あるいは韓國の貧富の差が激しいという面もあって日本に密航なさる方々、そういうふうに潜在している者はたくさんいるわけですが、とにかく日本に在留する外国人の中で、韓国人あるいは在日朝鮮人の方が最大限の数に上つてゐるわけです。そういう人たちに対する配慮といふものも、ただ取り締まつたりといふことでなしに、日本で生活している人としての扱い方というものがあつてしまふべきではないかと考へるわけですが、その点についてのお考へはいかがですか。

○小杉政府委員 戦後の混乱期に在日の親族を頼つてきわめて大量に密入国者があつたのは事実でございまして、現に日韓基本条約が結ばれました。それは日本と韓國との間の在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定、あれを結ぶ署名の前後に、わが法務大臣の声明といふ形で、このような形で密入国してきた韓国人、朝鮮人については寛大に人道的な配慮を払うということを声明しておるわけですが、これが延長できるからといふ助言ができるんなり何なり、自分の身分を説明して現在の生活を説明したら、やはりそのところはいろいろ考慮してもらえる点もあるからといふ助言ができるんですけれども、ところが、そうでないということをいろいろ聞きますから、それならもぐつた方がいいといふことに對して、やめなさいといふことをぼくらは言えないわけですね。その点はいかがですか。

そうすると、私たちも具体的にそういう相談を受けたときには、いや、それはあなたの自首した方がいい、ちゃんと自首して出て在留許可をもららうとするが、これが延長できるからといふ助言ができるんですけれども、その辺の条件はつかないんですか。

○小杉政府委員 戦後の混乱期に在日の親族を頼つてきわめて大量に密入国者があつたのは事実でございまして、現に日韓基本条約が結ばれました。それは日本と韓國との間の在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定、あれを結ぶ署名の前後に、わが法務大臣の声明といふ形で、このような形で密入国してきた韓国人、朝鮮人については寛大に人道的な配慮を払うということを声明しておるわけですが、これが延長できるからといふ助言ができるんなり何なり、自分の身分を説明して現在の生活を説明したら、やはりそのところはいろいろ考慮してもらえる点もあるからといふ助言ができるんですけれども、ところが、そうでないといふことをいろいろ聞きますから、それならもぐつた方がいいといふことに對して、やめなさいといふことをぼくらは言えないわけですね。その点はいかがですか。

それらの方々の不法入国された時期がいつごろであつたか、あるいは在日歴が何年以上になつておるかとか、あるいはすでに結婚して家庭を築き子供も生み資産も保有して、生活の本拠が日本にあると認められるかどうかということを詳細に調査いたしまして、生活の本拠が日本にあると認められるような事案につきましては、法務大臣の特別調査してみたら相当な数になるだらうということもありますし、まだ登録のむずかしさというのは、稻葉先生も質問しておられた中にもあるとおり、日本の國の景気がいいという面もあって、あるいは韓國の貧富の差が激しいという面もあって日本に密航なさる方々、そういうふうに潜在している者はたくさんいるわけですが、とにかく日本に在留する外国人の中で、韓国人あるいは在日朝鮮人の方が最大限の数に上つてゐるわけです。そういう人たちに対する配慮といふものも、ただ取り締まつたりといふことでなしに、日本で生活している人としての扱い方といふものがあつてしまふべきではないかと考へるわけですが、その点についてのお考へはいかがですか。

○小杉政府委員 これは確かに先生御指摘のところですけれども、子供が学校へ行かなければならぬとか、どうにもならない条件が出てくるわけですね、子供の籍といふことが浮かび上がつてきますからね。そうした場合は、どうしても届け出ます。されど、子供が浮き上がりまつたりするわけですね。それまでには生活の都合でもぐつておることが多いわけです。

そういう点は、御専門の立場ですからいろいろな条件は御存じだと想ひますけれども、私たちが

具体的に相談されるのはそういうケースが一番多いわけです。そういう場合、おまえさんちゃんと自首して出なさい、そうすれば何らかの配慮はあるよという助言をしたいわけですから、そんなことは全然ないんだということの方がが多いのです。

で、そうすると、むにやむにやとごまかしてしまふような言い方をしてしまうということになりますから、そういう点も十分御配慮していただきたいと思います。

○木村委員長 木下元二君。

○木下(元)委員 私は、外国人登録法の問題に入ります前に、日本税理士会連合会及び税政連による税理士法賃収事件について、ごく簡単にお尋ねしております。

日税連と税政連は、昨年八月二十七日に合同幹部会で、税理士法改正案成立促進のため、わが党を除く政党と政治家個人に総額一億数千万に上る税金をばらまくことを決め、特からA、B、B'、C一時は五百万円、Cは五十万円であります

が、この五ランクに格づけをし、これを九月にそれぞれ各都道府県税政連を通じて、特とAに格づけされた積極的協力者に対しても日税連幹部が直接参して渡したことをみずから機関紙等で公言をいたしております。

この事件は、贈賄側がいつ、だれに何の目的で金を幾ら渡したかを全部公表していること、税理士法改正案成立促進の協力の度合いや貢献度によって献金にランクづけをしていること、例年三千万円程度であった政治献金が一挙に一億数千万円にはね上がっていること、こういう点から見て贈収賄を構成することは明白であると思うわけではあります。

このため、一部の政党と政治家は事件が発覚をして以降金を返しておられます。倉石法務大臣も百萬円受け取った後で返しておりますが、なぜこれが返したのでしょうか、その理由は何でしようか。

○倉石国務大臣 この件につきましては、献金を

受けました数人の議員ら被告犯人として贈収賄罪に当たるものとして告発がなされているという報告を受けておりますので、検察庁は厳正にその真相を究明し公正な処理を行ふものと考えております。

ところでも私は捜査を担当する検察庁を所管する大臣といたしまして、いまここでこの献金問題に触れた場合に、捜査に一定の方向づけを与える可能性があるという批判もあるうかと思いますので、この件についての答弁は差し控えないと存じます。

○木下(元)委員 答弁を差し控えると言われました。私は、大臣自身が百万円もって、それは後で返しておられる、どうしてお返しなったのかという事実関係を聞いておるので、何もこの事件についての見解なり方針なり、そういうふたることについて質問をしておるわけではございません。

○倉石国務大臣 私といたしましては、事実関係のみを申し上げると誤解を与えることになりますので、事実関係とあわせて私の判断、考え方を申し上げざるを得ないのであります。どうなりますと事実上捜査に影響を与える可能性がなくはないというので、答弁を差し控えたいと申し上げております。

○木下(元)委員 大臣自身が体験した事実について聞いておるわけでありまして、それは別の問題だと思うわけですが、まあ、あえて答弁されないと言われるのなら次の質問に移ります。

本件捜査に当たりまして、これまでに取り調べを行つた関係者は何名に上るでしょうか。東京と大阪の税理士が事前に贈収賄で告発をした日税連幹部である四元、加茂、山本の三氏及び小渕総務長官、山田耻目大蔵委員会理事ら与野党五人の衆院議員については少なくともすでに取り調べを完了していると思いますが、その点はどうでしようか。

○前田(宏)政府委員 お尋ねの事件につきましては、昨年末に告発がございまして以来東京地検で捜査を続けておるわけでございます。先ほどもお

話ございましたように、政治献金と言つていいかどうかわかりませんけれども、いろいろ金を渡された相手方も多數に上つておりますし、またその間にいろいろな人が入っているという場合もございます。

したがいまして、東京地検におきましてはその後鋭意捜査を継続中でございまして、現に現在も捜査を進めておるところでございます。

いまお尋ねで何人調べたかということでございましたが、数を正確に私ども把握しておりません。率直に申しますと、地検でございますから必要な者は順次調べておるということであろうと思います。それから、具体的なお名前を挙げられてのお尋ねでござりますけれども、いま申しましたように捜査の途中でございますので、どういう人をどういうふうに調べたかというようなことは捜査の進め方、内容にもかかわることでございますので、現段階におきましてはお咎えを差し控えさせていただきたいわけでございます。

○木下(元)委員 質問を変えますが、関係者を申し上げざるを得ないのであります。どうなりますと事実上捜査に影響を与える可能性がなくはないというので、答弁を差し控えたいと申し上げておるわけでございます。

○木下(元)委員 税理士と税政連の贈賄グループと政治家グループ、この三つのグループに分けた場合、本件捜査ではこれらいずれのグループからも取り調べを行つてゐるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○前田(宏)政府委員 先ほどもお答えしたところでございますが、いま三つのグループに分けてお尋ねがございました。最後のグループは直接告発事件に出ているかどうかと思いますが、要するに

○木下(元)委員 参院選は私が適当に言つたわけではありませんが、参院選は関係なくとも一応およそいつごろまで、たとえば連休前後とかそういうふうな一応の日にち、日程的なめどはあるのかどうか聞いておるのです。

○前田(宏)政府委員 現在捜査を進めておるところでおございますが、いま三つのグループに分けてお尋ねがございました。最後のグループは直接告発事件に出ているかどうかと思いません。

○木下(元)委員 本件については、検察側がどのように処分するか、これは広範な国民が注視をしこざいますので、その関係者につきましては必要な者を調べておるということをご存じます。

○木下(元)委員 本件については、検察側がどのように対応すべきか、これは広範な国民が注視をしこざいますので、その関係者につきましては必ず強制捜査をしなければ、たとえば詐欺の有無といふ点などについては実際にはつかみにくいのではないかと思います。まず、少なくともその贈賄

れでおりますが、いつまでに捜査が完了する見通しでしようか。参院選の公示までに終了させるつもりで進めておるのか、それとも投票日前までか、それとも参院選投票後か、一応のめどを明らかにしてもらいたいと思います。

○前田(宏)政府委員 冒頭私の言葉として御引用になりましたが、そういうような表現をしたかどうかはつきりいたしておりませんけれども、事件の間にいろいろな人が入っているという場合もございまして関係者が大変多数に上つております。

したがいまして、東京地検におきましてはその後鋭意捜査を継続中でございまして、現に現在も捜査を進めておるところでございます。

話ございましたように、政治献金と言つていいかどうかわかりませんけれども、いろいろ金を渡された相手方も多數に上つておりますし、またその間にいろいろな人が入っているという場合もございまして、関係者が大変多数に上つております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように関係者も相当多数でございますので、鋭意捜査を進めているところでございますが、いまお尋ねのお尋ねでござりますけれども、いま申しましたように捜査の途中でございますので、どういう人をどういうふうに調べたかというようなことは捜査の進め方、内容にもかかわることでございますので、現段階におきましてはお咎えを差し控えさせていただきたいわけでございます。

○木下(元)委員 質問を変えますが、関係者を申し上げざるを得ないのであります。どうなりますと事実上捜査に影響を与える可能性がなくはないというので、答弁を差し控えたいと申し上げておるわけでございます。

○木下(元)委員 税理士と税政連の贈賄グループと政治家グループ、この三つのグループに分けた場合、本件捜査ではこれ

○木下(元)委員 先ほどもお答えしたところでございますが、いま三つのグループに分けてお尋ねがございました。最後のグループは直接告発事件に出ているかどうかと思いません。

○木下(元)委員 参院選は私が適当に言つたわけではありませんが、参院選は関係なくとも一応およそいつごろまで、たとえば連休前後とかそういうふうな一応の日にち、日程的なめどはあるのかどうか聞いておるのです。

○前田(宏)政府委員 現在捜査を進めておるところでおございますが、いま三つのグループに分けてお尋ねがございました。最後のグループは直接告発事件に出ているかどうかと思いません。

○木下(元)委員 本件については、検察側がどのように処分するか、これは広範な国民が注視をしこざいますので、その関係者につきましては必ず強制捜査をしなければ、たとえば詐欺の有無といふ点などについては実際にはつかみにくいのではないかと思います。まず、少なくともその贈賄

側について強制検査をやるべきであります。これを行なうで幾ら言葉で敵正公平にやると言つても、これはだれも信用いたしません。この点はいかがでしょうか。

（前田）おお、御存疑ですか。  
と思ひますけれども、捜査のことへござりますか  
ら、専門のといひますか検査当局がそれなりの事  
案に応じて必要なことをやるわけでござります。  
金利見直すところの必要だらば当然うつは

強制捜査などしことも必要でありますから、当然やるに決まっていますが、理屈めいたお答えになりますが、本来捜査はできるだけ任意でやるのが原則でございまして、必要な場合に強制捜査をやる、こういうたてまえでございます。したがいまして、事案に応じていろいろな方法がとられるわけでございますので、何が何でも強制捜査しなければいかぬというわけにもいかないのではないか、かように思います。

○木村委員長　速記を始めて。  
○木下(元)委員　もう一点、二点関連して聞いて  
終わりたいと思います。

私は、厳後一連の法案買収事件というものを調べてみましたが、これを振り返ってみた場合、果たしてその厳正公平な検査ができるのかどうかということについて、私はさらに疑問を深めているわけあります。

少し申しますと、たとえば昭和二十二年に炭鉱国管事件というのがあります。これは政治家も告訴されましたが、裁判では実刑判決を受けた政治家はおりません。日発スキャンダル事件。これは元々寺尾正義の監査官として夏目正道

明に当たりましたが、全貌の発覚を恐れましたGHQと自民党首脳は、同特別委員会で調査を打ち切る動議を强行してうやむやのうちに葬り去つております。保全経済会事件。これは政界人九十六名はいずれも不問に付されております。造船疑惑事件。これは取り調べを受けた者は財官界人約八千二百名、うち逮捕された者百五名、政治家の

うち逮捕されたのはわずか四名であります。政治家三名が有罪判決を受けましたが、実刑判決を受けた者はおりません。佐藤榮作氏は国連加盟大敵で免訴になつております。堺春汚職。これは捜査陣の一部が捜査情報を流したために証拠が隠滅されました。この結果、逮捕、起訴されました政治家は三名でありまして、実刑判決を受けたのは一名であります。共和精糖事件。取り調べを受けた議員は約五十名、捜査のなか国会解散という名の指揮権が発動されまして、収賄で起訴された議員はわずか一名であります。大阪タクシー汚職。これは現職議員が一名起訴されましたが、他の三十数名の国会議員は検察の統一見解として差し控えられました。この結果、起訴された議員は誰も起訴されませんでした。しかし、それでも大体強制捜査を行つておるのであります。世論に押されて起訴をした政治家はどの事件をとつてみても数名しかおりません。しかし、それでも大体強制捜査を行つておるのは、GHQの圧力で中で強制捜査を行つてないのは、GHQの圧力でかかってもみ消しになつたと言われておる日産スキヤンダル事件、これだけであります。全部強制捜査を行つております。

検察当局といたしましては、全力を挙げて、も

しい、こういうわけであります。

○木下(元)委員 私は一般論として聞いておるのですが、どうも大臣、余り慎重におなりになり過

ぎているような感じがするのです。  
そこで、もう一つ具体的に聞きますが、JOC

が五月の臨時総会でモスクワ大会への参加を決めた場合に、本年度予算で計上されました選手団派遣費（船旅費、内六二万円）になりますが、これは、

過費補助金、約六千万円でありますか。これはやはり予算どおり執行すべきでありますし、報復措置として日本体育協会への補助金十五億八千万円

を凍結するというような不当な措置を講ずるべきでないことは申すまでもありません。選手団がチ

スクラ大会に参加するために旅券の発給や出国の許可を求めた場合、政府が政治的な意図からこれ

を不当に拒否をするというようなことはあってはならないことだと思います。JOCが自主的にモ

スクワ大会への参加を決めた場合、こうした措置を講じないとひとつ約束してもらいたいのであります。

○倉石國務大臣 ますか、いかがでしょうか。

いと相談をしたり努力をしたりしておる担当閣僚はござりますけれども、私は、ここで政府としての意見を述べる立場でもございません、御遠慮

の意見を述べ立場でございません  
いたした方がいいと思います。

（スケート競技） リンピック参加に JOC がどういう態度をとるか、それで対して政府としてどうかと、うよら

な、そういうことでなくて、法務省、法務大臣として、旅券の發給ですね、普通これは申請があつ

て旅券の発給があつた場合は一体どうするのか、そして出国の許可、これは通常入国審査官がその

旅券に出国の証印を押すということになつておりますが、そういうふうな通常の扱いはきちんとと

とりになるということを確認してもらいたいのです。

○倉石國務大臣 一つ一つ分析してみますと、  
とえばいまお話の中にありました旅券の申請、こ

これは外務省が扱うことになりますので、外務省担当局がどういうふうにやるかということにつきま

ては、それ相当の考え方を持たれるであります。が、したがつて法務省が旅券の発行について関与する場合があれば、それは旅券発行という段階で法務省も事務的に処理をするという立場だと思います。

○木下(元)委員 旅券の発給は外務省だから、法務省、法務大臣としては知らぬということのようありますが、しかし入国審査の関係は法務省、法務大臣が管轄であります。その場合、旅券に出國の証印を受けることになつておりますが、この点については、これをやめたり、食いとめる、阻止をするというようなことはおやりにならないということは約束できますか。

○倉石(元)委員 法務大臣として、私がこの場所でただいまのように何かお約束するという立場にはございませんので、旅券の発行について外務省が手続をとられるならば、これはその限りにおいて、旅券発行ということについて法務省が事務的なすべき事柄がございます場合には、これは当然行われることだと思いますが、旅券発行について外務省がどういう態度をとるかというようなことをきましては、私どもいたしましてはお答えする範囲ではありません。

○木下(元)委員 それでは大臣結構ですが、入国審査の関係は来ておられますか。

入国管理局長にお尋ねしますが、一つは、JOCが参加をするということを決めて参加する場合が考えられます。それからもう一つは、いま問題になつておりますが、JOC、体協などの関係者は個別参加ということを最後の頼みの綱として検討しておりますが、JOC、個人個人で参加をする、そういう場合に、一般旅券の発給、これは外務省ということでありますからあえてお尋ねしませんが、出国の許可、これを不当に拒むというようなことはあってはならないと思うのであります。そういう不正当な措置はおとりにならない、これは言えますか。

それからもう一つ、ついでに言つておきます

が、またオリンピックを見たいという在日外国人、これには当然再入国の許可を与えて出国を認めるべきだと思うのです。政府の態度によつてそういうふうな再入国の出国は認めない、そういうことであつては困ると思うのです。そういう点についてもひとつ確認しておきたいと思います。

○小杉(元)委員 第一の点でございますが、日本国民でございます限り、日本から出国することあるいは日本へ入国すること、これは憲法上保障された基本的な自由権の一つでございまして、およそ有効な旅券の発給を受けておいでになられる限りにおいて、入国審査官がこれを拒否するというようなことは現行の出入国管理令上不可能でございます。当然これは許可することになる。

第二点、これは実はなるほどそういう問題があるのかといま初めて気がついたわけでございます。が、再入国許可で外国人がそれを見に行く、これを許可するかしないか。それを差しとめなければならぬというような考え方の方は、現在まで私は一度も持つたことはございません。

○木下(元)委員 次の問題に移りますが、このたびの外国人登録法の改正は、この登録事務の合理化、簡素化を図るうとするものであります。近年わが国に出入人国する外国人の増加、在留状況の多様化によりまして外国人登録事務が著しく増大している現状にかんがみまして、このたびの改正が自身は一定の改善であると思つております。

正それ自体は一定の改善であると思つております。

ただ、登録事務の合理化、簡素化を図る上で不十分、不徹底な点があつたり、また、従来から批判をされきました外国人登録法上の問題点にメニスが入れられずにそのまま残されたことは残念に思つてあります。また、外国人登録制度をきめ細かく整備をされ登録の正確性の維持が図られる、こういうことではないかと私は理解をいたしておりますが、おおむねそれでよろしいでしよう。

○木下(元)委員 ところが、いま申しますのはここに問題が一つ起つておるのであります。

尼崎市に住む朝鮮人、名前は申しません、仮にAさんといたしておきます。Aさんは、戦前子供のときから日本へ連れてこられまして、いわゆる創氏改名で日本式の姓名を名つて、日本国民に同化して生活をしてまいりました。昭和四十年ごろ、尼崎市から文書で国民年金に加入するようになっていました。Aさんは、朝鮮という勧誘がありまして、これに加入をしたのですが、その目的に従つて十分機能しているかどうか、そういう點から見直してみると必要ではあります。

金をもらつておりました。ところが、五十一年になつて受給資格がないことがわかつて、国民年金老齢年金の裁定取り消し処分となつたのであります。

外国人に關係のある法律は日本の國に約三百種あると言われております。中に、外国人を除外している法律あるいは外国人のみに適用される法律、日本国民のみに適用される法律、いろいろあります。三百種の法律がそのように適用を異にして外国人と日本国民とに分けて考えられていることがあります。たとえば公職選挙法や国民年金法は日本国民に限られております。そういうことで、外国人登録をしておれば日本国民のみに適用される法律は適用されないのであります。たとえば公職選挙法や国民年金法は日本国民に限られております。そういうことと現行の出入国管理令上不可能でございます。当然これは許可することになる。

第二点、これは実はなるほどそういう問題があるのかといま初めて気がついたわけでございます。が、再入国許可で外国人がそれを見に行く、これを許可するかしないか。それを差しとめなければならぬというような考え方の方は、現在まで私は一度も持つたことはございません。

○木下(元)委員 次の問題に移りますが、このたびの外国人登録法の改正は、この登録事務の合理化、簡素化を図るうとするものであります。近年わが国に出入人国する外国人の増加、在留状況の多様化によりまして外国人登録事務が著しく増大している現状にかんがみまして、このたびの改正が自身は一定の改善であると思つております。

正それ自体は一定の改善であると思つております。

ただ、登録事務の合理化、簡素化を図る上で不十分、不徹底な点があつたり、また、従来から批判をされきました外国人登録法上の問題点にメニスが入れられずにそのまま残されたことは残念に思つてあります。また、外国人登録制度をきめ細かく整備をされ登録の正確性の維持が図られる、こういうことではないかと私は理解をいたしておりますが、おおむねそれでよろしいでしよう。

○木下(元)委員 たゞいま先生から御説明がございました先生の御理解、そのとおりであろうと思つかれています。

○小杉(元)委員 たゞいま先生から御説明がございました先生の御理解、そのとおりであろうと思つかれています。

○木下(元)委員 ところが、いま申しますのはここに問題が一つ起つておるのであります。

尼崎市に住む朝鮮人、名前は申しません、仮にAさんといたしておきます。Aさんは、戦前子供のときから日本へ連れてこられまして、いわゆる創氏改名で日本式の姓名を名つて、日本国民に同化して生活をしてまいりました。昭和四十年ごろ、尼崎市から文書で国民年金に加入するようになっていました。Aさんは、朝鮮という勧誘がありまして、これに加入をしたのですが、その目的に従つて十分機能しているかどうか、そういう點から見直してみると必要ではあります。

金をもらつておりました。ところが、五十一年になつて受給資格がないことがわかつて、国民年金老齢年金の裁定取り消し処分となつたのであります。

厚生省来ておられますね。この件について、裁定取り消しとなつてどういう清算が行われようとされているか、簡単に言つてください。

○阿藤(元)委員 お答え申し上げます。

いま先生の御指摘の件は大変お気の毒なケースでありますけれども、現行法上国民年金の加入資格それから受給資格がございませんので、御指摘の件につきましては、五十二年の十二月六日に老齢年金の裁定の取り消しを行ひまして、誤納となりました十年間の保険料二万七千七百七十円は昭和五十三年六月二十七日に本人に還付済みでございました。また誤払いとなりました三十七万七千余円の給付につきましては返還をお願いをしておるわけでございます。そうしまして、五十三年三月十五日に本人にて返納の御通知、請求を出しておるわけでございます。

なお、こういったケースにつきましては、現行法上そうでございますけれども、資力の関係等で大変返納が困難であるという方もござりますので、そういう方は申し出でいただければ、社会保険事務所でたとえば分割返還の方法もござりますので相談に応じさせていただくということにしておるところでございます。

○木下(元)委員 支払った保険料元金を返すかわりに年金元金を返せ、こういう処分のようになりますが、インフレが進んだ状態で、ずっと昔納めた保険料を、しかもその元金だけ返せ、そのため使つてしまつた年金も返せ、まあこれはずいぶんひどい話ではないかと思うのです。Aさんは老後の生活設計の一環として年金に加入したのですね。老後を迎えたまになつて、後になつて受け取る権利を奪うというのははずいぶん酷な話であります。Aさんは細々と一人暮らしをしておりますが、これはもう死ねというのに等しい処分であります。



て、新たな登録証明書の発行をしない手続になつておるわけでござりますから、変更登録の場合には別段新たな登録証明書が発行されるわけではないわけでございまして、すでに書いてあるものを書き直すということだけにとどまるわけでござります。したがいまして、このよきな場合にも確認ということをつけ加えて市町村長に新たな義務を負担させるということが果たして妥当であるかどうか、若干の疑問がございます。

ただ先生の、変更登録の際にも確認をさせて、その結果さらに三年の有効期間を認めたらそれがいいのではないかという考え方一理あるのではないかという気もいたします。ただ、たとえば変更登録が人によりましては一年間に二回、三回とやらなければならぬような環境にある方もあり得るのではないかと思います。その都度確認して三年ずつ延ばしていくということになりますと、これまた地元の特に市町村長の負担というものがむしろ逆に大きくなるのではないかとうな気がしないでもないでございます。いずれにいたしましても、今回の法改正におきましては、引替交付あるいは再交付というような形で新しい登録証明書が発行されるというところをとらえても、結構です。何割でも結構です。

○木下(元)委員 変更登録のときに新たなものを発行しないということですが、新たなものを発行

しなくとも、その際に変更事項のみでなく登録事項全部について一応あわせて確認をして、そして新たなものを発行しなくても一応確認をしてやることには可能だと思うのですね。それから一年に二回も三回もする人がおる、そんな場合に二回も三回もする必要はないので、一回やつてそのときから三年間、その三年以内に二回も三回も変更がある、そういうものはその都度やる必要はないのではないか、そういう風でござります。

たとえば登録証明書を棄損または汚損して引替

交付が行われる件数というものは、いただいておる資料によると、四十八年度から五十三年度まで六年間を平均しまして千六百九十六件、全体の事務件数のうち〇・二%、それから紛失等による再交付の場合が一万二百八件、〇・九%にすぎません。それに比べて居住地変更の場合の変更登録が十二万二千二百十六件、一一%であります。居住地以外の変更の場合は三十三万七千九百六十件、三〇・三%であります。

今度変更登録は緩和されるわけですが、緩和されない事項について変更登録が行われてきた件数

といふものは年間どのくらいと推定されるでしょうか、おおよそ結構です。何割でも結構です。

○小杉政府委員 次に、改正案によりますと、変

更登録が緩和されない事項すなわち変更があれども、その都度変更登録申請をしなければならない

事項というのは、居住地、氏名、国籍のほかに職業、勤務先、在留資格、在留期間が含まれております。ところが、今回の改正の大きなきつかけの一つであります行政監理委員会の昭和四十九年十一月六日付の「許認可等に関する改善方策についての答申」によりますと、外国人登録関係につい

て述べてありますが、これは結局職業や勤務先などの変更登録を緩和することを明示した答申なのです。

○木下(元)委員 行政監理委員会の答申でも職業

は緩和しないと言つておることなんですね。それ

に出入国管理令では、わが國に入国した外国人に

在留資格が定められておりますが、この在留資格

というのは、外国人が本邦に在留する間ある一定

の活動を行なうことができるという資格であります

が、外国人はその資格を有する者に認められてい

る活動以外の活動を行なうことは制限されておるわ

けであります。だから職業や勤務先が変わることに登録を要するることは、ある意味でそういう在留資格というものを前提にするならばやむを得ないと言えるかもしれません。

しかし、昭和二十七年四月二十八日法律第二百二十六号により「在留資格を有することなく本邦に

在留することができる」者ですね、戦前から居住している等の朝鮮人の場合は職業制限がないわけ

であります。したがって、こういう人々の職業や勤務先の変更の場合に、他の外国人と同様に取り扱うべきではないと考えられるのです。在留資格

が定められ職業に制限のある他の外国人と共にあります。

○小杉政府委員 確かに、在留活動の規制を受けない外国人というカテゴリーの中には、戦前から

人並びにその子孫というグループの方がおられるわけであります、これだけではなくて、御存じのとおり、さらに入管令の四条の在留資格の中に規定されております、たとえば一六一ーであるとか一六一三という在留資格は、これまたいわゆる在留活動の資格の範囲外のあればなるわけでございまして、したがって在留活動の規制を受けない外国人というのは、朝鮮、韓国、台灣の人たち及びその子孫だけではないという点もお忘れないでくださいようにお願い申し上げたいわけでございます。

いずれにいたしましても、私どもいたしましたは、特に職業活動ということを登録の上で何としても反映させていかなければならないと考えるわけであります、これは先ほどもちよつと申し上げました経済政策あるいは労働政策上の要請のほかに、朝鮮、韓國の人がわが国の在留外国人に占める比率がきわめて高いということも非常に関係があるわけでございまして、これらの人たちの職業というものをやはり的確に把握しておく必要性が大きいということに相なるのではないかと思つております。

○木下(元)委員 この点は、私は法務省部内でも幾らか問題になつて検討されておるということを聞いておるので、私が提起したような問題で聞いておるので、私が提起したような問題であります。在留資格を前提にしない外国人の場合、法律百二十六号該当者のような場合について、これは他の一般の外国人と違う扱いをすることについては他に一般的な外国人と違つ扱いをすることがあります。在留資格を前提にしない外国人の場合について、これがと比べて単に期間を徒過した行為がなぜ懲役一年に該当するのか、なぜこういう重い犯罪になるのか、單に形式的手続に違反したぐらいのことなどがどうして賭博行為や不注意で人を死に至らしめた行為より非難に値するというのか。

ただ、先ほど申し上げましたことをもう一度敷衍いたしますと、本来協定永住であるとかあるいは法一二六一ー六の該当者であつた人で、現在いろいろなその後の事情によりましてもの資格を失つて一六一三になつた人もかなりおるという

のが現状でございまして、これらの一六一三に資

格の変わった方と本来の一、二六一ー六の人との間に外登法上の取り扱いに区別をつけるのもいかがかという懸念もございます。

いずれにいたしましても、本来すべての外国人が一律平等に適用することとされております法律を、特定の外国人だけについて適用除外するといふような措置をとることはむしろ逆に外国人を差別待遇することにもなつて好ましくないのでないかというような考え方もあるわけでございま

す。

○木下(元)委員 次の問題ですが、外国人登録法一条によりまして、登録法の第一次的的の目的というものが外国人の居住関係及び身分関係を明瞭ならしめるところにあるとされています。その結果を外国人の公正な管理に役立てようという趣旨であります。一方、住民基本台帳法もまた戸籍法もありますが、こういう法律も日本国民の居住関係、身分関係を明らかにすることを目的としております。かように、外国人登録法も住民基本台帳法、戸籍法も、対象が外国人か日本国民かの違いはあるにしても、ともに居住関係、身分関係を明らかにすることを第一次的目的とする点では共通のものであります。

ところが、居住関係、身分関係を明らかにする担保としての罰則といふものは、外国人登録法の方が比較にならぬくらい重いのであります。住民基本台帳法は二千円以下の過料、戸籍法は三万円以下の過料、戸籍法は三千六百フランの罰金といふ程度の罰則を科し得るということになつておるのです。

たとえば刑法において、賭博罪や過失致死の罪、これは罰金刑で懲役、禁錮がありませんが、これと比べて単に期間を徒過した行為がなぜ懲役一年に該当するのか、なぜこういう重い犯罪になるのか、單に形式的手続に違反したぐらいのことなどがどうして賭博行為や不注意で人を死に至らしめた行為より非難に値するというのか。

こういう疑問は、一般国民はもとより法律家の中でもあるわけであります。これはその法定刑自体が法体系全般に照らして著しく重くて均衡を失しておる、こう言わざるを得ないのです。どうですか。

○小杉政府委員 実は、いま先生がおっしゃられましたとおり永住であるとかあるいは法一二六一ー六の該当者であつた人で、現在いろいろなその後の事情によりましてもの資格を失つて一六一三になつた人もかなりおるという

いうよう罰則が重いのでしょうか。

○小杉政府委員 これは外国人登録制度の目的及び性格と住民登録や戸籍等の制度の目的、性格との間の相違というものが理由であろうかと思いま

す。

したがいまして、外国人登録制度という制度の維持を担保するのにどのような罰則を必要とするかということに相なるわけでございまして、制度の維持を担保するための罰則の軽重ということは、それそれの制度の目的並びに性格といふものによつて異なるのがきわめて当然のことではなかろうかということでございます。

ただ御指摘もございましたように、現在の登録法の罰則といふものが非常に画一的な規定の仕方になつております点は確かに御批判を受ける点でございまして、このようない点について将来改善の余地があるかどうか、基本問題の一環として引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。

ただ御指摘もございましたように、現在の登録法の罰則といふものが非常に画一的な規定の仕方になつております点は確かに御批判を受ける点でございまして、このようない点について将来改善の余地があるかどうか、基本問題の一環として引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○木下(元)委員 居住地の変更の登録を一日おくられた、勤務先の変更の登録を一日おくれた、これだけでも登録不申請罪として懲役一年及び罰金三万円の刑罰を科し得るということになつておるのです。

たとえば刑法において、賭博罪や過失致死の罪、これは罰金刑で懲役、禁錮がありませんが、これと比べて単に期間を徒過した行為がなぜ懲役一年に該当するのか、なぜこういう重い犯罪になるのか、單に形式的手続に違反したぐらいのことなどがどうして賭博行為や不注意で人を死に至らしめた行為より非難に値するというのか。

こういう疑問は、一般国民はもとより法律家の中でもあるわけであります。これはその法定刑自体が法体系全般に照らして著しく重くて均衡を失しておる、こう言わざるを得ないのです。

結局、過料ならば警察は検査権を発動できないわけですが、懲役、禁錮、罰金といふに規定されておりますと刑訴法を適用して違反者を逮捕勾留したり家宅検査ができる、わざかな手続違反でも強制検査権の発動ができる、罰金を非常に重くしているねらいはこの辺にあるのじゃないですか。

○小杉政府委員 私ども外登法を所管しておる入管といたしましては、ただいま先生が御指摘になつたような意図を持ってこの罰則を強化したとい

実でございますが、諸外国の立法例を見てみますと、やはり外国人の出入国あるいは外国人の登録に関連した罰則はかなり厳しい罰則になつております。

一例を申し上げますと、フランスの場合、滞在許可書不所持という場合は一ヶ月以上一年以下の禁錮及び百八十ないし三千六百フランの罰金といふような罰則が決められておりまして、西ドイツ、英國、オランダ、米国等それぞれ輕重に若干の差異はござりますけれども、六ヶ月以下の懲役あるいは拘禁刑あるいは禁錮というような体刑を含む罰則体系になつておる例が非常に多いでございます。

たとえば登録証明書の携帯、呈示義務の場合、これも同じ刑であります。日本に一時的に入港、滞在する外国人の場合は旅券、仮上陸許可書等の携帯、呈示義務が課せられておりますが、罰則は一万円以下の罰金でしよう。これは比較して考へると、旅券や仮上陸許可書の場合は登録原票のない一時入国者にとってはただ一つの身分証明方法として、登録証明書よりもずっと重要度は高いのですね。それなのに罰則は逆に軽くなつてゐる。だから私は、非常に不合理な罰則の不均衡というものがある、こう考えざるを得ないです。

結局、過料ならば警察は検査権を発動できないわけですが、懲役、禁錮、罰金といふに規定されておりますと刑訴法を適用して違反者を逮捕勾留したり家宅検査ができる、わざかな手続違反でも強制検査権の発動ができる、罰金を非常に重くしているねらいはこの辺にあるのじゃないですか。

うこととはございません。

先ほども先生御指摘になられましたが、旅券の呈示義務の場合と外登録の呈示義務の場合罰則がいかにも違うのはおかしいではないかという御指摘でございますけれども、旅券の呈示義務というものは主として日本に六十日未満滞在する短期の外国人に対する関係でございまして、短期間本邦に在留する者について入国許可の有無とかその内容を把握することをもって十分とするわけでございます。それに対しまして登録証明書の場合には、単に入国在留許可の有無のみならず在留中の身分の関係あるいは居住関係等々はるかに広範な事項について把握する制度でござりますので、旅券と登録証明書の場合で罰則に差異があるのはきわめて当然ではないかというふうに考えます。

○木下(元)委員 そういうことを言われますとき

うに私も言いたくなるのですが、大体長期滞在の

外国人の場合には、登録原票制度によつて登録原

票に氏名、出生年月日、性別、国籍、職業を初め

として二十点にわたつて細々と登録されておるわ

けでしょ。これを見れば、どういう外国人がど

こで何をしているか簡単にわかるわけです。だか

ら、この原票制度の上にさらに登録証明書を携帯

しなければならないという十分な理由は乏しいと

思つてゐます。

仮に外国人が就学や就職のために自分の身分を

明らかにする必要がある場合には、市町村役場で

登録済み証明書を発行してくれるわけであります

から、それで足りるのです。だからこの携帯、呈

示義務の制度、その存在自体にも十分な合理性が認められない。しかもその上に、その違反に対する罰則が異常に重い。ここに問題があるということを私は言つておるわけです。

あなた方は、私がいま言いました刑事訴訟法を

適用して強制捜査をするためにではないかといふふうなことは否定をされますけれども、当然これは否認をされるわけでございますが、この外国人登録法違反の重い刑罰規定によつて、実際に刑事訴訟法に基づいて強制捜査権の発動ができるとい

う仕組みであることは間違いないわけですね。そして、事実これまでこの登録法のわずかな手続違反に対しても強制捜査が執拗に繰り返されてきたのです。言うまでもなく、それは在日朝鮮人に對してであります。この登録法の適用該当者の八五%が在日朝鮮人であります。同じ適用該当者といつても、他の外国人に対する場合と在日朝鮮人に対する場合とでは日本官憲の適用、運用の仕方は天と地ほどの開きがあり、まさに在日朝鮮人に対する適用の仕方は峻厳苛烈をきわめていると言われておるわけであります。こういう差別はもちろんしてないというわけですか。

○前田(宏)政府委員 刑事事件の処理に当たりまして特に国籍によって差別をするということはしないでございます。

ただ、確かに統計の上で朝鮮あるいは韓国の方についての処分が厳しいように見えるような数字があるかと思いますけれども、逆な言い方をいた

しますと、日本に在留している外国人の中で朝鮮あるいは韓国というようなことでおられる方が絶対数が非常に多いわけでございます。それだけ

に、また日本に長期に在留している人が多いわけでございますから、それなりに違反をする可能

性と言うと変わらぬがそれも多いわけでございます。

また実態としても、いま申しましたように長期

に在留するということになりますと、先ほど来

御議論のありますようなわゆる切替交付の不申請とかいう問題も往々にして起つてゐるわけでございます。

それやこれやで、悪質という言葉が適当かどうかわからんけれども、相対的に

見れば悪質な違反が多いということが起訴率等に

ついて差が出る一つの原因ではなかろうかと思ひます。

○木下(元)委員 この検察統計年報によりましても、旧外国人登録令が制定されて以来二十七年間、一九四七年から七三年までに四十万八千五百四十四名の在日朝鮮人が登録法違反の容疑で検挙されております。平均年一万五千五百名であります。もつともここ数年は減少傾向にあるようですが、それでも他の外国人に比べて在日朝鮮人の

検挙が断然多いのです。起訴率も他の外国人に比べずっと高いようであります。

いまのお話ですと、絶対数が少ないから、率も

朝鮮人の場合の方が高くなるのだというふうな言われ方をしましたけれども、そうではなくて、検挙した上で起訴率、それを比べてみましても他の外国人に比べてずっと高いようであります。

外国人登録法違反事件の国別起訴率上位五カ国並びにそれぞれの起訴率を明らかにしてもらいたいと

思います。

○前田(宏)政府委員 一般に起訴率と申しますと

起訴と不起訴の計で起訴の数を割るということ

やつておるわけでございますが、遺憾ながら、外

国人登録法違反事件の国籍別の受理処理につきま

しては、そういう面からの統計が実はございませんので的確なお答えができないわけでござります。

が、国籍朝鮮、広い意味の朝鮮ということである

外国人の方々の起訴率というものが一番大きいこと

とは先ほど申したようなことでございまして、そ

の絶対数が多いということだけではなくて、まず事件とし

て検察庁に送られてくる絶対数が多い、ほかの国

人は絶対数が少ないので率の比較について必ずしも適当ではないのではないかということを申し

たわけでございます。

そこで、いまの国籍朝鮮ということになつてい

るところが一番大きい。あと、またこれも数が多い

方でござりますけれども、中国という国籍の人

がその次くらいに多い。あと非常に数が少ないのが適

度率がやはり問題で、そういうことを言うのが適

当かどうかということになるわけでございます。

それから、いま御指摘の通常受理に対する起訴

の率ということを見ますと、確かに御指摘のよう

に少しずつ上がっているような率になつておりますが、特に何か方針的に朝鮮国籍ということになっている人のために厳しくやるというような方針を立てていることはございません。

○木下(元)委員 あなた、絶対数が非常に少ないだいた資料による、通常受理件数はそんなに少ないところばかりではないのですよ。たとえばアメリカは五十三年度で見ますと二百六十八件ですね。その他の外国という項がありますが、これでは百七十九件、イギリスは五十七件というふうに、そんなに少ない件数ではないので、起訴率の傾向というのも同じように見ていいんじゃないかと私は思います。

かつて日本に強制連行されきましたような朝鮮人やその子供たちと、普通に入国手続を経て日本に来ている一般外国人とを実質的に同視すること自体、歴史的な事情をくまない不当な扱いではないか、こういうように私は思いますが、さらに、そういう在日朝鮮人を一般の外国人よりも一般と厳しく取り締まるというようなことはどうでいい許されないことではあります。法務大臣、この点はどういう考え方おられましたか。

○倉石国務大臣 国別によって差別をするような意図はないと思います。

○木下(元)委員 もう時間がありませんので終わりたいと思いますが、罰則の関係で先ほど刑罰の十八条の画一化と申しますか一律化が問題になるというようなことも言われましたけれども、確かにこの十八条一項の罰則規定は、第一号から第十号までの行為を一括して一律に「一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金」と定めております。

この規定自体も非常に不合理さを内包しております。たとえば単なる登録不申請や不携帯といふものと、この十号の行為ですね、行使の目的をもつて登録証明書を譲渡したり貸与したりというふうな行為、こういうものとは構成要件の性格が質的に異なると思うのです。こうした違い

をきちんと区分けをして合理的に整備をする必要があると思います。早急にやつていただきたいと存じます。

○小杉政府委員 外登法の抜本的な改正と申しますが根本的な手直しということにつきまして先年上げましたとおり現在の罰則規定というものがいつぞらに画一的に過ぎるということで、やはり外登法の基本的事項にかかる違反と、やや形式的、手続的な違反というものとの間に格差をつけるべきであるという御批判はまさにそのとおりであろうと思いますので、将来の改正作業の段階においては、慎重に検討させていただきたいと思います。

○木下(元)委員 これで最後になりますが、罰則のほかに、この外国人登録法を全体として抜本的に見直すことが必要だと思います。

先ほどの質問でも幾らか検討するというお話をありました。いまや交通機関の発達で地球は急速に狭くなり世界じゅうの人的交流が活発化してまいりました。それに伴ってこの法律による登録事務というものをさらに思い切って合理化、簡素化すること、また特に国際人権規約にのっとった法的整備なり措置を講じることも求められていると思います。こういう新しい流れに沿つて取り組んでもらいたいと思いますが、最後に答弁をいただきたいと思います。大臣よろしいですか。

#### （定義）国際捜査共助法案 国際捜査共助法

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 共助 外國の要請により、当該外國の刑事事件の捜査に必要な証拠を提供することをいう。

二 要請国 日本国に対して共助の要請をした外國をいう。

三 共助犯罪 要請国からの共助の要請において捜査の対象とされている犯罪をいう。

#### （共助の制限）

第二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共助をすることはできない。

一 共助犯罪が政治犯罪であるとき、又は共助の要請が政治犯罪について捜査する目的で行われたものと認められるとき。

二 共助犯罪に係る行為が日本国内において行なわれたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないと定められたとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請

（要請の受理及び証拠の送付）

第四条 外務大臣は、共助の要請を受理したときは、第二条第三号に該当する場合を除き、共助要請書又は外務大臣の作成した共助の要請があつたことを証明する書面に關係書類を添付し、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。

（外務大臣の措置）

第五条 法務大臣は、第二条各号（前条の規定による送付を受けた場合にあつては、第二条第一号、第二号又は第四号）のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるとときは、次項に規定する場合を除き、次の各号のいずれかの措置を探るものとする。

一 相當と認める地方検察庁の検事正に対し、關係書類を送付して、共助に必要な証拠の収集を命ぜること。

二 国家公安委員会に共助の要請に関する書面を送付すること。

三 海上保安庁長官その他の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第一百九十条に規定する司法警察職員として職務を行うべき者の置かれている國の機關の長に共助の要請に関する書面を送付すること。

四 法務大臣は、共助の要請が裁判所、検察官又は司法警察員の保管する訴訟に関する書類の提供に係るものであるときは、その書類の保管者に共助の要請に関する書面を送付するものとする。

（國家公安委員会の措置）

第六条 国家公安委員会は、前条第一項第二号の書面の送付を受けたときは、相当と認める都道府県警察に対し、關係書類を送付して、共助に

すよう、ただいま入管局長も申し上げたところであります、その具体的方策を検討してまいりたことがあります。

○木村委員長 次回は明二十三日水曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○木村委員長 終わります。

午後六時四十分散会

必要な証拠の収集を指示するものとする。

(検事正等の措置)

第七条 第五条第一項第一号の命令を受けた検事正は、その庁の検察官に共助に必要な証拠を収集するための処分をさせなければならない。

2 前条の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」といいう。)は、その都道府県警察の司法警察員に前項の処分をさせなければならない。

3 第五条第一項第三号の書面の送付を受けた国の機関の長は、その機関の相当と認める司法警察員に第一項の処分をさせなければならない。

(検察官等の処分)  
第八条 檢察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に際し、関係人の出頭を求めてこれを取り調べ、鑑定を嘱託し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、又は公務所若しくは私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 檢察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に際し、必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、捜索又は検証をすることができる。

3 檢察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に前二項の処分をさせることができることができる。

(証人尋問の請求)

第九条 共助の要請が証人尋問に係るものであるとき、又は関係人が前条第一項の規定による出頭若しくは取調べに対する供述を拒んだときは、検察官は、裁判官に証人尋問を請求することができる。

(令状の請求等)  
第十条 令状又は証人尋問の請求は、第二条第四号の書面を提出して、しなければならない。(管轄裁判所等)

第十一條 令状又は証人尋問の請求は請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判

所の裁判官に、司法警察職員のした押収又は押収物の還付に関する処分に対する不服申立ては

司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所に、しなければならない。

(刑事訴訟法等の準用)

第十二条 檢察官、検察事務官若しくは司法警察職員のする処分、裁判官のする令状の発付若しくは証人尋問又は裁判所若しくは裁判官のする

裁判については、この法律に特別の定めがあるびに第七編に限る。)及び刑事訴訟費用に関する法律の規定を準用する。

(処分を終えた場合等の措置)

第十三条 檢事正は、共助に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、収集した証拠を法務大臣に送付しなければならない。第五条第一項第三号の国の機関の長が証拠の収集を終えたときも、同様とする。

2 都道府県公安委員会は、警察本部長が共助に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、収集した証拠を国家公安委員会に送付しなければならない。

3 国家公安委員会は、前項の送付を受けたときは、速やかに、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。

(最高裁判所の規則)

第十六条 この法律に定めるもののほか、令状の発付、証人尋問及び不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁判所が定める。

(国際刑事警察機構への協力)

第十七条 国家公安委員会は、国際刑事警察機構から外国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたときは、次の各号のいずれかの措置を採ること。

一 相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること。

二 第五条第一項第三号の国の機関の長に協力の要請に関する書面を送付すること。

三 第二条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、前項の場合に準用する。

4 法務大臣は、第一項、第三項又は前項の規定による送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、証拠の使用又は返還に関し要求する書面を法務大臣に返送しなければならない。

5 法務大臣は、第一項、第三項又は前項の規定による送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、証拠の使用又は返還に関し要求する書面を法務大臣に返送しなければならない。

6 法務大臣は、前項の条件を遵守する旨の要請

国の保証がないときは、共助をしないものとする。(共助をしない場合の通知)

第十四条 法務大臣は、第五条第一項第二号若しくは第三号又は第二項の措置を探つた後ににおいて、共助をしないことを相当と認めたときは、遅滞なく、その旨を共助の要請に関する書面の送付を受けた者に通知するものとする。

(協議)

第十五条 法務大臣は、要請に応ずることが相当でないと認めて共助をしないこととするとき及び第十三条第五項の条件を定めるときは、外務大臣と協議するものとする。

2 法務大臣は、第五条第一項各号の措置を探すこととするときは、要請が証人尋問に係る場合その他共助の要請に関する書面において証拠の収集を行なう機関が明らかな場合を除き、所管に応じて、国家公安委員会及び同項第三号の国の機関の長と協議するものとする。

(最高裁判所の規則)

第十六条 この法律に定めるもののほか、令状の発付、証人尋問及び不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁判所が定める。

(国際刑事警察機構への協力)

第十七条 国家公安委員会は、国際刑事警察機構から外国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたときは、次の各号のいずれかの措置を採ること。

一 相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること。

二 第五条第一項第三号の国の機関の長に協力の要請に関する書面を送付すること。

三 第二条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、前項の場合に準用する。

(検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)

第三条 檢察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一項中「刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百二十三条规定」の下に「又は国際捜査共助法(昭和五十五年法律第百四十二号)第八条

(警察法の一部改正)

第一項若しくは第三項」を加える。

第四条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「左に」を「次に」に改め、第十

とするときは、法務大臣の意見を聴くものとする。

5 第一項第一号の指示を受けた都道府県警察の警察本部長は、その都道府県警察の検察官に調査のため必要な措置を探ることを命ずるものとする。

6 第一項第二号の規定により協力の要請に関する書面の送付を受けた国の機関の長は、司法警察職員であるその機関の職員に当該要請に係る調査のため必要な措置を探ることを命ずることができる。

7 檢察官又は前項の国の機関の職員は、前二項の調査に際し、関係人に質問し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提示を求め、又は公務所若しくは公私との団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6 第一項第二号の規定により協力の要請に関する書面の送付を受けた機関の長は、司法警察職員であるその機関の職員に当該要請に係る調査のため必要な措置を探ることを命ずることができる。

7 檢察官又は前項の機関の職員は、前二項の調査に際し、関係人に質問し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提示を求め、又は公務所若しくは公私との団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用する。

(検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)

第三条 檢察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一項中「刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百二十三条规定」の下に「又は国際捜

査共助法(昭和五十五年法律第百四十二号)第八条

(警察法の一部改正)

第一項若しくは第三項」を加える。

第四条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「左に」を「次に」に改め、第十

四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げる。第五号の次に次の「一」号を加える。

六 國際捜査共助に關すること。

第二十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げる。第一号の次に次の「一」号を加える。

二 國際捜査共助に關すること。

同条第二項中「前項第四号から第六号まで」を「前項第五号から第七号まで」に改める。

第三十条第一項中「第五条第二項第二号から第五号まで、第七号から第九号まで及び第十二号から第十四号まで」を「第五条第二項第二号から第六号まで、第八号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改める。

第三十三条第一項中「第五条第二項第八号」を「第五条第二項第九号」に改める。

第五条 法務省設置法（昭和二十二年法律第一百九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「左の」を「次の」に、「掌る」を「つかさどる」に改め、第二号を次のように改める。  
二 犯罪人の引渡し及び國際捜査共助に關する事項

（海上保安庁法の一部改正）

第六条 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十  
八号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号の次に次の「一」号を加える。  
九の二 國際捜査共助に關する事項

理由

最近における國際捜査共助の実情にかんがみ、外國の刑事件の捜査に関し、外國が必要とする証拠を収集してこれを提供するため、及び國際刑事警察機構からの協力要請について所要の調査を行うための手続を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。